第2期
(2019年度～2023年度)

糸島市地域福祉計画

2019年(平成31年)3月

糸島市

ごあいさつ

本市では、2014 年（平成 26 年）３月に、市と市社会福祉協議会の連携・協働により「糸島市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に努めてまいりました。

この間、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化は各方面に大きな影響を与え、若者や高齢者などの社会的孤立、制度の狭間の問題など、新たな地域課題が現れています。

このような状況から、国の「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、子ども、障がい者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を掲げ、社会福祉法の改正がなされ、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築（我が事・丸ごとの地域づくり）」が推進されています。

そこで、「糸島市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づくこれまでの取組を踏まえ、国の動向や地域の変化に対応するため、「第２期糸島市地域福祉計画」を策定いたしました。

今後も、計画の基本理念である「福祉をみんなで支えるまち“いとしま”」を目指して、地域福祉推進のパートナーである糸島市社会福祉協議会との連携をより一層強化し、地域福祉を推進してまいりますので、市民、地域団体、関係機関の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、第１期計画からご指導をいただきました筑紫女学院大学人間科学部の山﨑安則教授をはじめ、熱心にご審議いただきました「糸島市地域福祉計画推進委員会」の委員の皆さま、貴重なご意見やご提言をいただきました市民、関係団体・機関の皆さまに心から感謝し、お礼申し上げます。

2019 年（平成 31 年）３月

糸島市長　　月形　祐二

目　次（地域福祉計画）

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の背景と目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
３　地域福祉の範囲の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
４　計画策定の体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第２章　地域福祉を取り巻く現状

１　人口及び世帯の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
２　支援を必要とする人の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
３　地域福祉に関するアンケート調査・ヒアリング等からみる現状 ・18
４　第１期計画の評価と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

第３章　計画の基本理念と重点施策

１　計画の基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
２　計画の基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
３　重点施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
４　計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
５　指標による最終評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

第４章　施策の展開

基本目標１　地域福祉を支える担い手づくり ・・・・・・・・・・・・40
基本目標２　地域福祉の基盤づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・44
基本目標３　地域の団体・機関のネットワークづくり ・・・・・・・48
基本目標４　きめ細やかな相談支援体制づくり ・・・・・・・・・・54
基本目標５　安全・安心な環境と災害に強い体制づくり ・・・・・・60

第５章　計画の推進

１　計画の周知・啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
２　計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

資料編

糸島市地域福祉計画推進委員会設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・63
糸島市地域福祉計画推進委員会　委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・64
策定経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
福祉関係団体等ヒアリング調査実施団体一覧 ・・・・・・・・・・・・67

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の背景と目的

（１）地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域に暮らす誰もが安心して、自分らしくいきいきと生活できるよう、市民、地域団体、関係機関、社会福祉協議会、行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりをたいせつにし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築きながら共に生き、支え合う社会づくりです。

地域福祉の推進には、「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせ、それぞれが最大限役割を果たしていくことがたいせつで、これらをより具体的に推進するため、「地域福祉計画」を策定します。

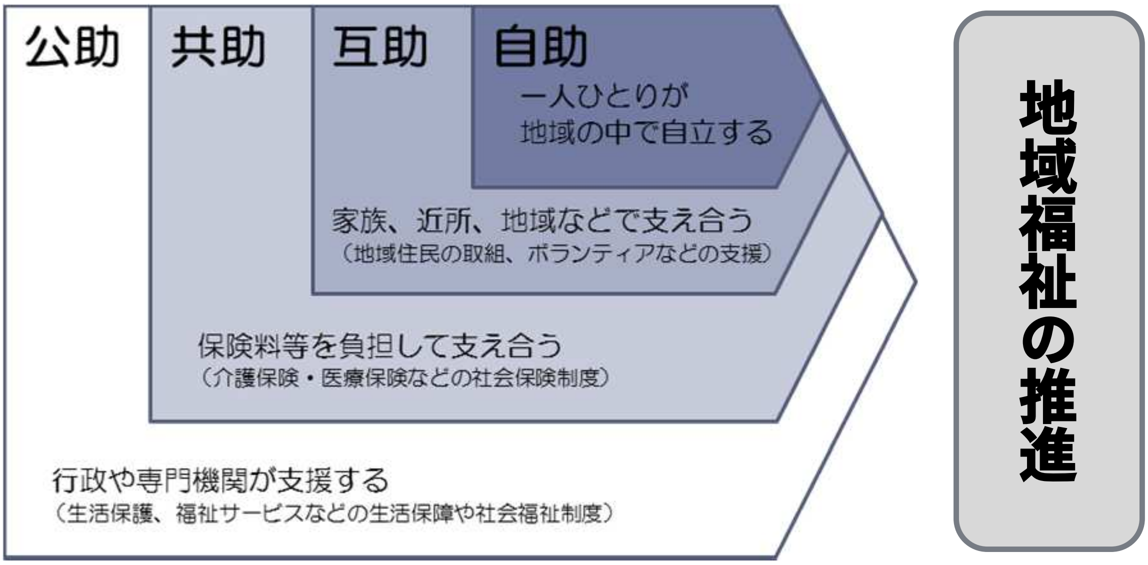

（２）策定の趣旨

本市では、「福祉をみんなの力で支えるまち“いとしま”」を基本理念とした「糸島市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉を推進してきました。

近年、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化、核家族化により地域住民の社会的つながりが希薄化する中、高齢者、障がい者、児童、ひとり親家庭、生活困窮者などが抱える課題が、複合化・複雑化し、一つの制度では解決できなくなってきています。

また、2016 年（平成 28 年）の熊本地震、2017 年（平成 29 年）の九州北部豪雨、2018 年（平成 30 年）の西日本豪雨など、災害が身近なものになっている今、地域の人々の日頃の支えあいが、非常時の大きな力になることが再認識されています。

国においても「地域共生社会」の実現に向けた取組は、喫緊の課題となっています。

2016年（平成28年）6月2日に、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、高齢者、子ども、障がい者など全ての人々が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。

この中では、「他人事」になりがちな地域の課題を、住民が主体的に「我が事」として解決できるようなしくみづくりや、育児、介護、障害、貧困などの多様な課題に対し、「丸ごと」受け止める総合的な相談支援体制づくりを行う「我が事・丸ごとの地域づくり」を進めていく必要があると示されています。

併せて、「地域包括ケアシステム*の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」も2017年（平成29年）6月2日に公布され、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護保険制度の持続可能性の確保などが定められました。

このような背景から、これまでの取組に、新たな国の考え方や動向を加え、本市における更なる地域福祉を推進するため、市は、第2期の「糸島市地域福祉計画」（以下「計画」という。）を、市社会福祉協議会は、「糸島市地域福祉活動計画」を策定しました。

---

*地域包括ケアシステム：地域住民に対し、介護、介護予防、医療、生活支援サービス及び住まいを関係者が連携して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供するしくみのこと。

（３）「地域共生社会の実現」と「地域包括ケアシステム」との関連性

本市では、介護保険法の改正に基づき、2015 年度（平成 27 年度）から「いとしま地域包括ケアシステム」を構築してきました。「糸島市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」においても、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることとしており、住民主体のサービスの構築等を行いながら、さらなる地域包括ケアシステムの推進を行います。

今後、「地域共生社会」を実現させるためには、介護保険法に基づく「地域包括ケアシステム」の包括的な支援の考え方を、全世代・全対象型に発展・拡大させていく必要があると考えます。そのため、本計画期間中に「新しい地域包括支援体制」の構築に向けた検討を行い、実現を目指します。

計画名	計画の期間	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)
地域福祉計画	5年		第2期計画 「地域共生社会」の実現に向けた取組の検討		「地域共生社会の実現」に向けた取組の開始		
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	3年	第7期計画 「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組			第8期計画（予定） 「地域共生社会の実現」に向けた取組との連動		

2　計画の位置づけ

（1）法令上の位置づけ

本計画は、改正社会福祉法（平成 30 年４月１日施行）第４条に規定する地域福祉を推進するため、同法第 107 条の規定に基づき、市が「地域福祉計画」を策定します。

また、同法第 109 条に基づき、市社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」を策定します。

［参考］社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

２　地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第１項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条　市町村社会福祉協議会は、１又は同一都道府県内の２以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) 前３号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

２　地区社会福祉協議会は、１又は２以上の区(地方自治法第 252 条の 20 に規定する区及び同法第 252 条の 20 の 2 に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

３　市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第１項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

４　市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第１項各号に掲げる事業を実施することができる。

５　関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の５分の１を超えてはならない。

６　市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（２）各種計画との関わり

本計画は、「第 1 次糸島市長期総合計画」の基本目標「みんなが健康で元気なまちづくり」を実現するための施策「社会福祉の推進」を補完する分野別計画として位置づけられます。

また、改正社会福祉法に基づき、地域保健、地域福祉関連諸法とそれに基づく個別計画（「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」「次世代育成支援対策行動計画（子ども・子育て支援事業計画)」）を横断的に捉え、福祉分野で共通する「理念」や「しくみ」を明確にしたものを「糸島市地域福祉計画」とし、福祉分野の「上位計画」として位置づけます。

また、「糸島市地域福祉計画」の基本理念や目標を具現化するために、市民や関係団体、市社会福祉協議会が主体の「糸島市地域福祉活動計画」を策定し、官民協働による地域福祉の推進を図ります。

このほか、健康増進計画や地域防災計画など、他の分野別計画との連携・整合を図り、これらの計画がより効果的に実施されるよう推進する役割も担います。

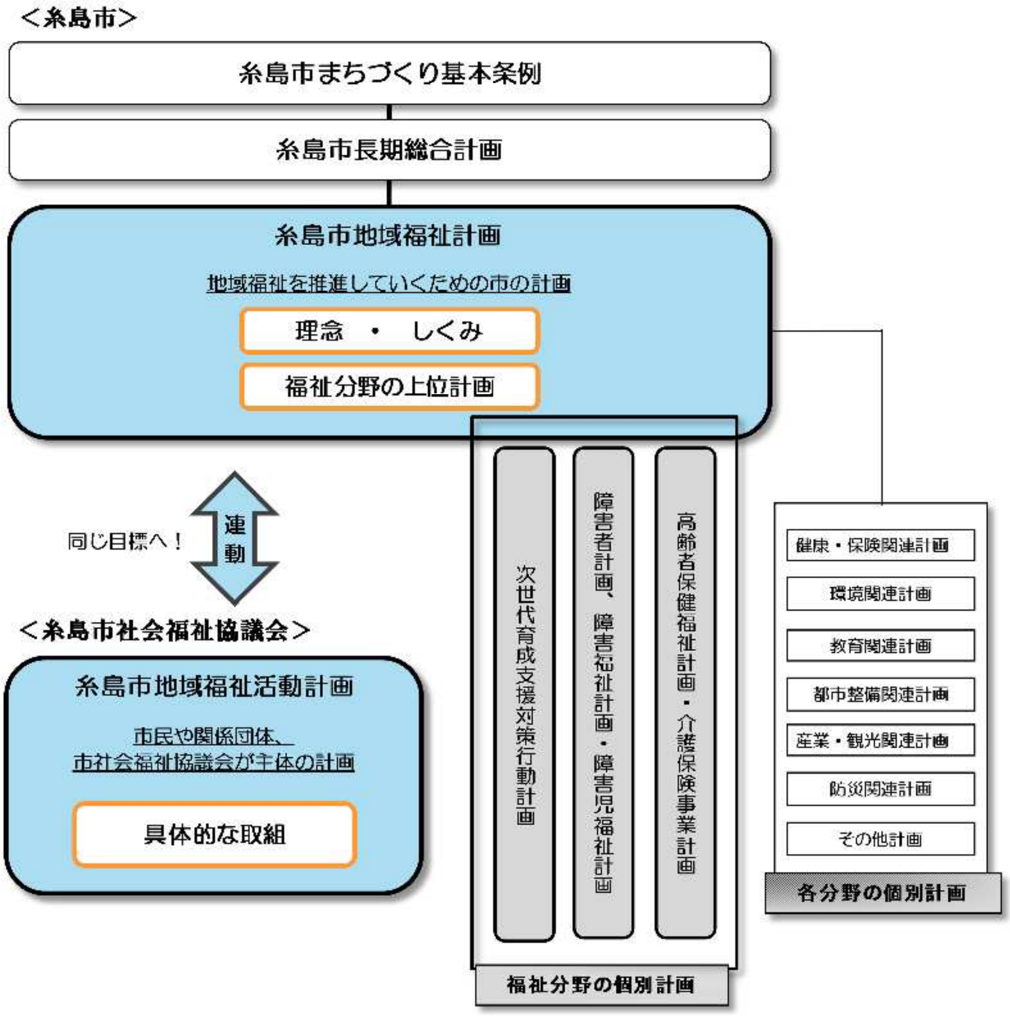

（３）計画の期間

本計画の期間は、2019 年度から 2023 年度までの５年間とします。ただし、第２次糸島市長期総合計画に連動させるため、2020 年度に本計画を見直し、計画期間を 2025 年度まで延長する予定です。

３　地域福祉の範囲の考え方

本計画では、市民のニーズをじゅうぶんに踏まえながら、きめ細かく対応していくため、６つの範囲を設定します。「個人・家族」を中心に「隣近所」「行政区」「小学校区」「中学校区」「市全域」のそれぞれが、連携して問題の解決を図るしくみづくりを進めます。

なお、本市では、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、おおむね中学校区を単位として５つの「日常生活圏域*」を設定しており、本計画でも同様とします。

≪地域の範囲≫

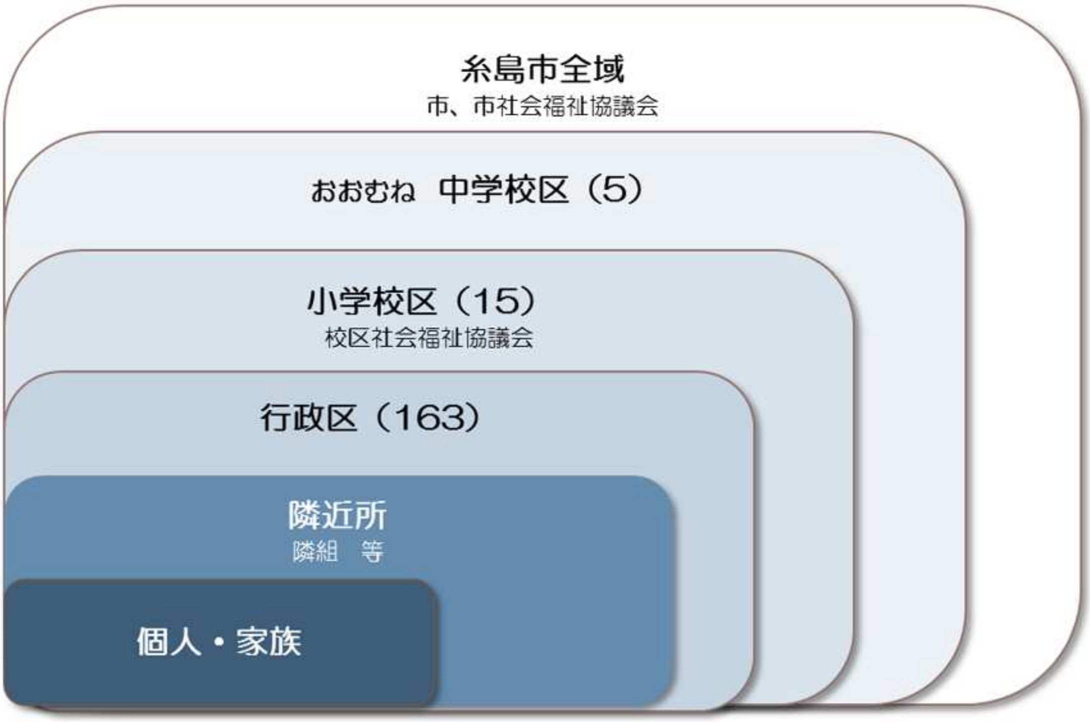

*日常生活圏域：地域包括ケアシステムにおいて、おおむね 30 分以内に必要なサービスを提供できる範囲。

本市では、「糸島市まちづくり基本条例」において、小学校通学区域ごとの自治組織を「校区」と定め、市民協働*によるまちづくりを推進しています。この「校区」には、「校区社会福祉協議会」が設置され、地域の特性に応じた住民の交流や課題解決に向けた取組がなされていることから、本計画においても、「校区」を単位とした地域福祉活動を推進していきます。

なお、本計画において、「校区」と表記する場合は「糸島市行政区設置規則第２条第１項別表」に定める 15 校区を示します。

≪校区を単位とした地域福祉のイメージ≫

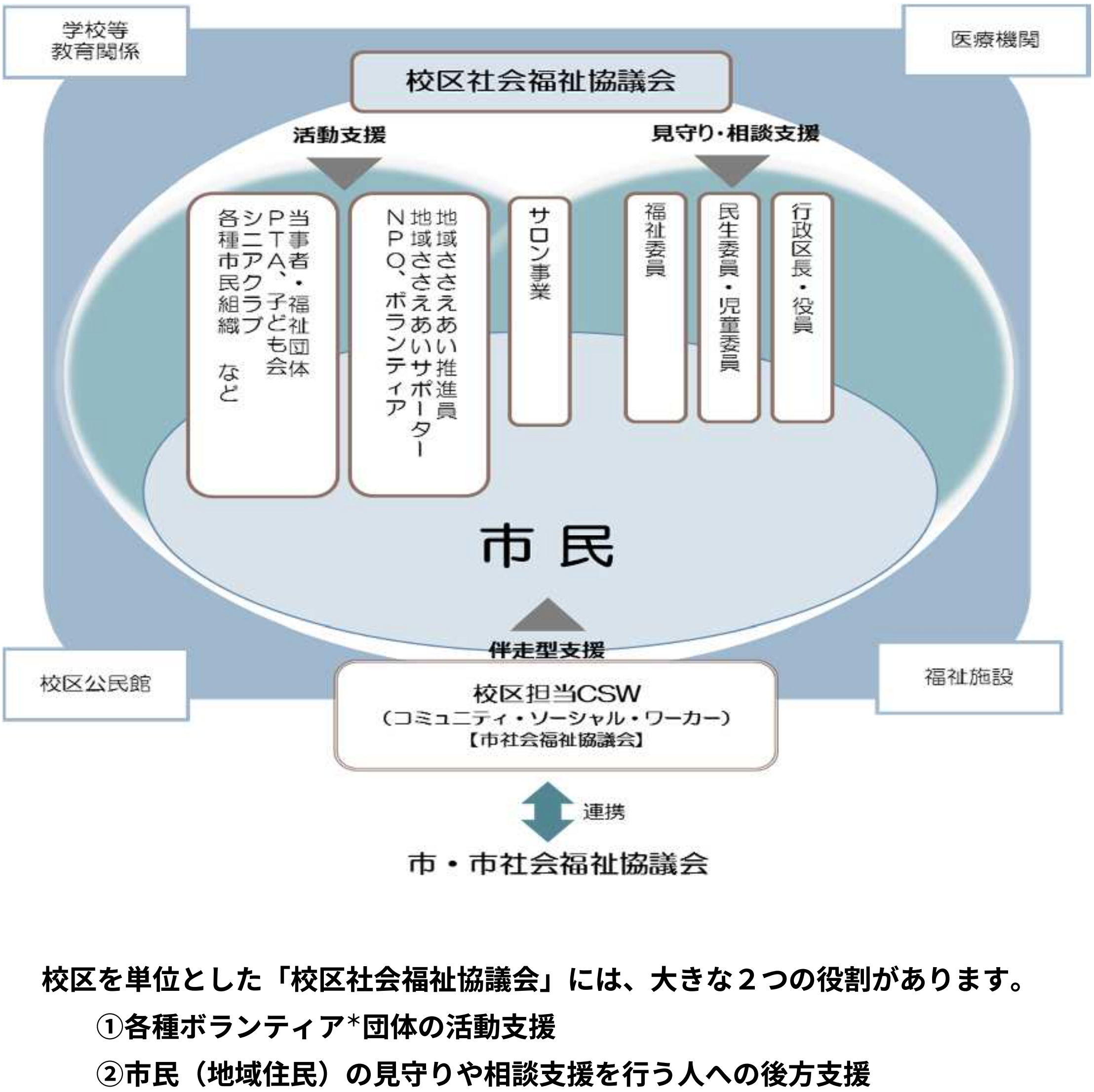

校区を単位とした「校区社会福祉協議会」には、大きな２つの役割があります。

①各種ボランティア*団体の活動支援

②市民（地域住民）の見守りや相談支援を行う人への後方支援

---

*協働：それぞれの果たすべき役割を自覚し、対等な立場で助け合い、協力すること。

*ボランティア：自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域を住みよくしたり、他者を支えたりするなどの社会的活動やそれに携わる人。

校区担当のＣＳＷ（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）*は、校区社会福祉協議会と一緒になって、地域や市民の困りごとに寄り添いながら解決につなげます。

また、地域には、校区公民館や学校、医療機関や福祉施設など多くの施設があります。さまざまな強みを持つこれらの機関と連携しながら、校区を単位とした地域福祉を推進していきます。

4　計画策定の体制

（１）糸島市地域福祉計画推進委員会

学識経験者、市民代表、社会福祉関係者、各種団体の代表者で構成された委員会で、計画（案）の策定や、計画の進捗管理と評価を行っています。

本計画の策定にあたり、有識者としての見解や市民、地域団体からの視点から計画（案）の策定に向けた協議を行いました。

（２）市民参加や意見集約

以下の取組により、地域の資源や課題を洗い出し、計画（案）づくりに生かしました。

・地域福祉に関するアンケート調査
・福祉関係団体等へのヒアリング調査
・地域福祉を考える市民ワークショップ*（市全域、校区単位）の開催
・パブリックコメント*の実施

*CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）：地域に出向き、福祉や生活全般の困りごと等、さまざまな相談を受け付けている福祉のなんでも相談員。
*ワークショップ：さまざまな立場の人々が集まって、互いの考えを尊重しながら、プログラムの中で自由に意見を出し合い、また、いろいろな役割を体験しながら意見や提案をまとめあげていく双方向的な交流の場。
*パブリックコメント：行政機関が政策や規則などを制定するにあたって、その制定しようとする政策などの趣旨、目的、内容などの必要な事項を公表し、広く市民から意見や情報、改善案などを募集する手続きのこと。

第２章　地域福祉を取り巻く現状

1　人口及び世帯の状況

（1）人口の推移と将来展望

本市の人口は、1970 年（昭和 45 年）から 2010 年（平成 22 年）にかけて増加しており、40 年間で 4 万人以上増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2010 年（平成 22 年）をピークに減少に転じ、2025 年には約 5,000 人、2045 年には約 19,000 人減少することが見込まれています。

また、年少人口（0～14 歳）は 1985 年（昭和 60 年）、生産年齢人口（15～64 歳）は 2005 年（平成 17 年）をピークに減少し続けると見込まれていますが、老齢人口（65 歳以上）は、1980 年（昭和 55 年）から 2010 年（平成 22 年）まで急増し、今後は、2040 年まで増加した後、維持・微減傾向となる見込みです。

さらに、高齢化率は、2020 年に 30%を超え、2060 年には 40%を超えると見込まれています。

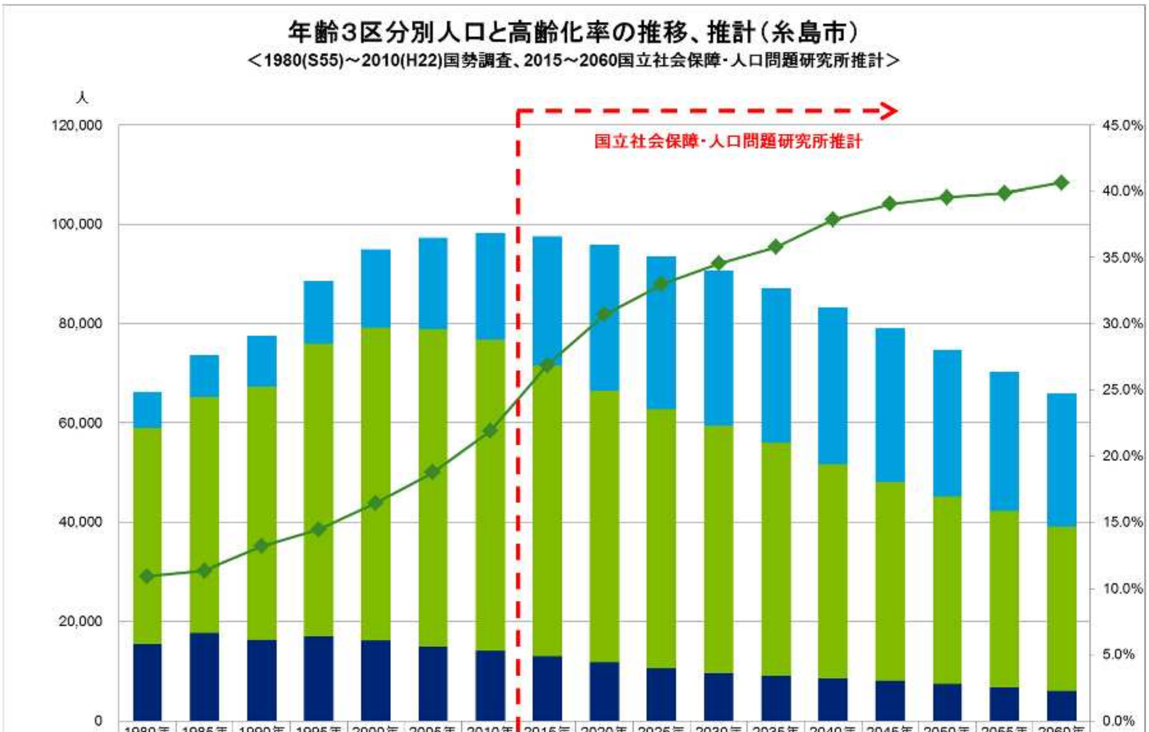

	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
65歳以上	7,236	8,346	10,232	12,818	15,655	18,411	21,548	26,209	29,477	30,880	31,319	31,219	31,548	30,853	29,516	28,015	26,778
15～64歳	43,425	47,595	50,942	58,870	63,045	64,030	62,542	58,467	54,678	52,079	49,665	46,928	43,124	40,075	37,702	35,514	32,980
0～14歳	15,550	17,703	16,378	16,965	16,226	14,950	14,165	12,988	11,827	10,656	9,715	9,106	8,636	8,093	7,441	6,747	6,128
高齢化率	10.9%	11.3%	13.2%	14.5%	16.5%	18.8%	21.9%	26.8%	30.7%	33.0%	34.5%	35.8%	37.9%	39.0%	39.5%	39.9%	40.6%

資料：まち・ひと・しごと創生糸島市人口ビジョン（2016 年（平成 28 年）3月）

総人口は、合併以降減少しましたが、定住促進策等により、2016 年（平成 28 年）以降増加に転じました。2018 年（平成 30 年）10 月現在の人口は 101,493 人です。合併後、最高の人口を更新中で、糸島市長期総合計画に掲げる 2020 年度（平成 32 年度）の目標人口 102,000 人を目指しています。

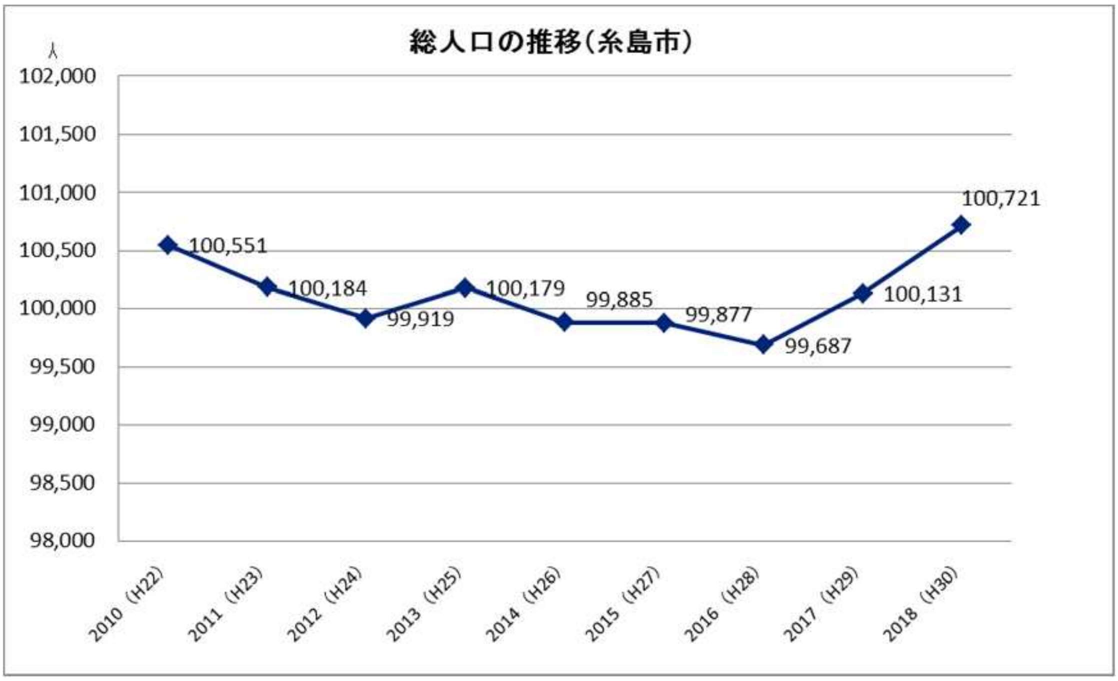

資料：住民基本台帳（各年 3 月末日現在）

※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により、2013 年（平成 25 年）から、統計に外国人を含む。

階層別人口では、合併以降の 8 年間で、生産年齢人口（15～64 歳）が 6,192 人、年少人口（0～14 歳）が 726 人減少し、高齢人口（65 歳以上）が 7,088 人増加しています。高齢化率は、2018 年（平成 30 年）3 月現在、28.2%で、8 年間で 7.0 ポイント上昇しています。高齢化率を全国比較すると、2017 年（平成 29 年）は、国が 27.7%、福岡県は 27.1%でほぼ同じです。

年齢3区分別人口と高齢化率の年次推移（糸島市）

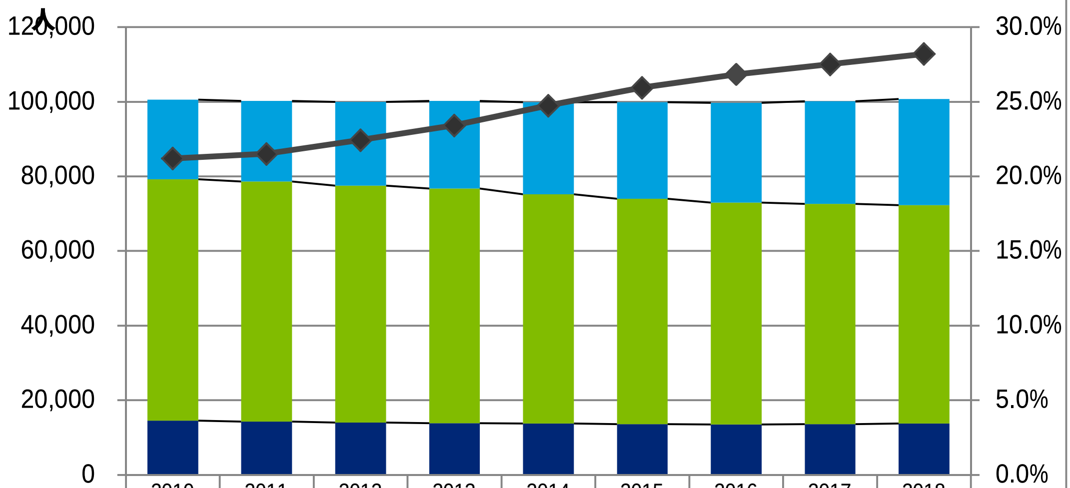

	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
65歳以上	21,324	21,559	22,420	23,467	24,721	25,916	26,748	27,547	28,412
15～64歳	64,729	64,365	63,503	62,833	61,439	60,394	59,441	58,983	58,537
0～14歳	14,498	14,260	13,996	13,879	13,725	13,567	13,498	13,601	13,772
高齢化率	21.2%	21.5%	22.4%	23.4%	24.7%	25.9%	26.8%	27.5%	28.2%

資料：住民基本台帳（各年 3 月末日現在）

（２）世帯の状況

子育て世代の人口増加と核家族化の進行により、世帯数は増加傾向です。併せて、核家族化の進行は、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の増加にも影響し、１世帯当たりの人員は減少し、2018 年（平成 30 年）３月末日時点で 2.44 人となっています。

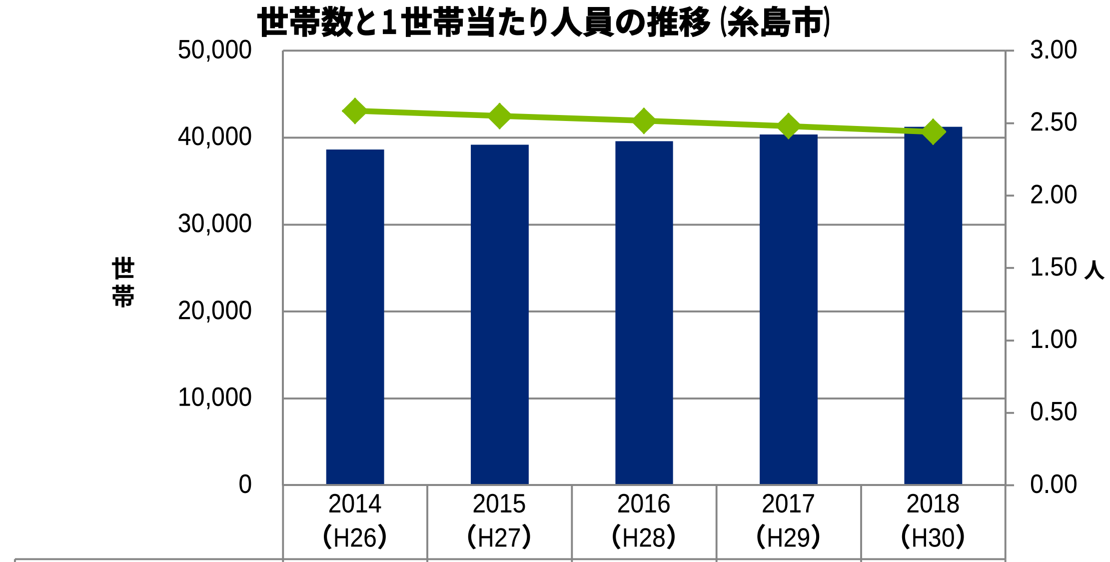

	2014（H26）	2015（H27）	2016（H28）	2017（H29）	2018（H30）
世帯数	38,633	39,174	39,609	40,372	41,269
1世帯当たり人員	2.59	2.55	2.52	2.48	2.44

資料：住民基本台帳（各年３月末日現在）

本市では、高齢者のみで暮らす世帯は 21.8%です。また、20 歳未満の子どもがいる核家族世帯は 42.5%で、そのうち、ひとり親世帯は 11.1%となっています。

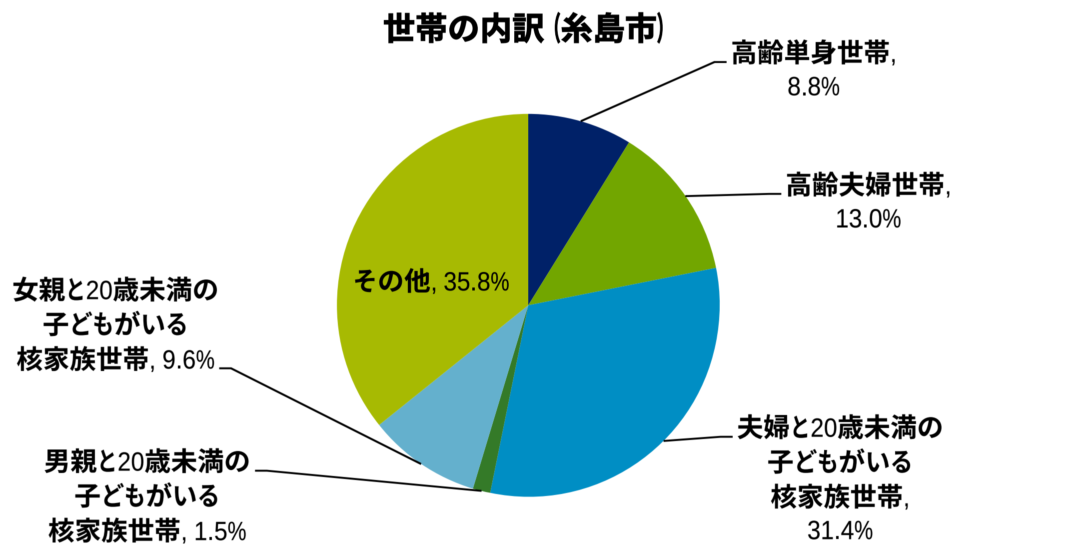

資料：平成 27 年国勢調査

特に、20 歳未満の子どもがいる核家族世帯の占める割合は、国や福岡県より高くなっています。これは、定住促進策による子育て世代の人口増加に伴うものと考えられます。

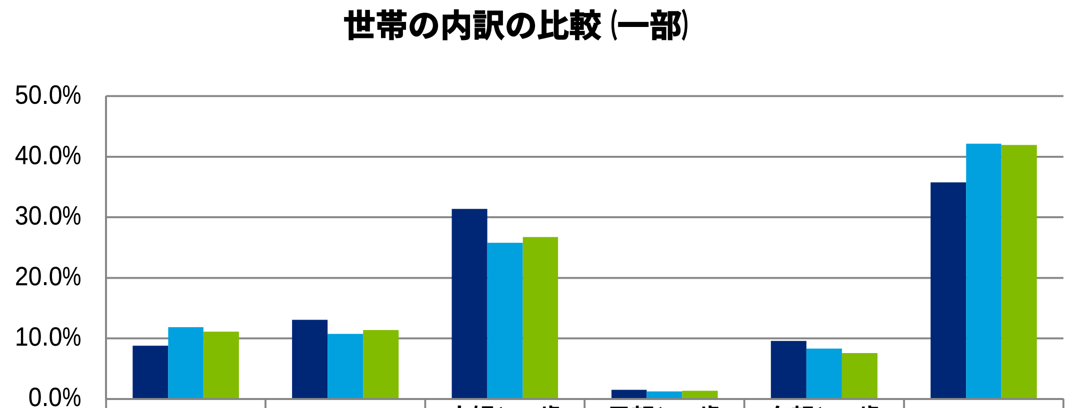

	高齢単身世帯	高齢夫婦世帯	夫婦と20歳未満の子どもがいる核家族世帯	男親と20歳未満の子どもがいる核家族世帯	女親と20歳未満の子どもがいる核家族世帯	その他
糸島市	8.8%	13.0%	31.4%	1.5%	9.6%	35.8%
福岡県	11.8%	10.7%	25.8%	1.2%	8.3%	42.2%
国	11.1%	11.4%	26.7%	1.3%	7.6%	41.9%

資料：平成 27 年国勢調査

2　支援を必要とする人の状況

（１）要介護認定者

　要介護認定者数は、緩やかな増加傾向にあります。一方、要介護認定率は、15%程度で推移してきましたが、2016 年度（平成 28 年度）から介護予防・日常生活支援総合事業*を開始したことに伴い、14%台に下がっています。

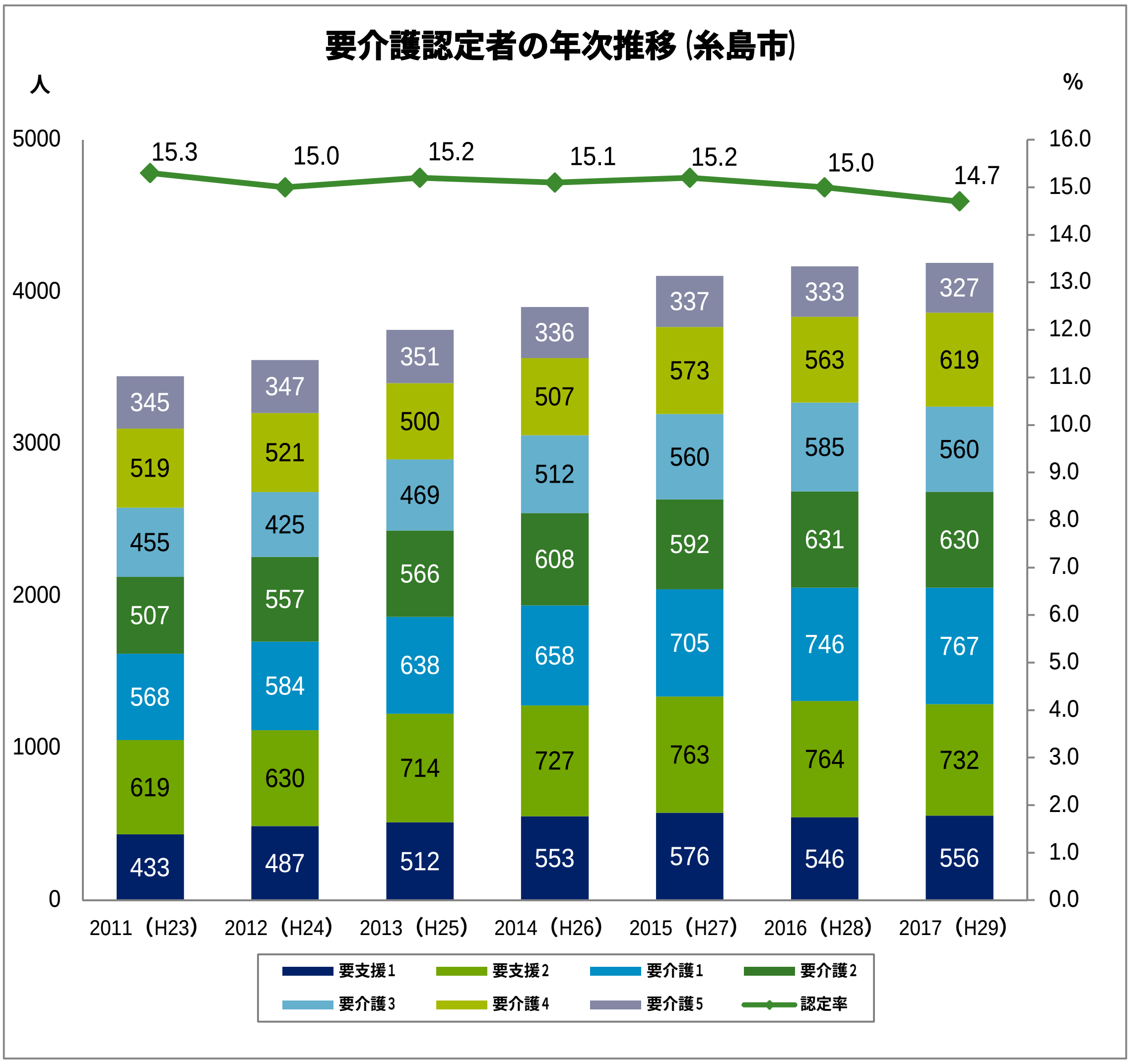

資料：糸島市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画

*介護予防・日常生活支援総合事業：介護予防給付のうち訪問介護、通所介護について、市町村の地域の実情に応じて実施することが可能になったもの。多様な人や団体などが参画し、要支援者に対し効果的で効率的な支援を目指す。

（２）障害者手帳所持者

療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者は、年々増加しています。これは、障害そのものの理解が進んだこと、療育や特別支援教育、福祉サービスの充実等により、早期に手帳を取得し、各種支援や制度の利用につなげたいと考える人が増えたことが影響していると推測されます。

身体障害者手帳所持者は微減ですが、高齢化や生活習慣病の増加により、肢体不自由（脳梗塞等による手足のマヒや変形性関節症などの関節の障害）や内部障害（ペースメーカー植込術や人工弁への置換などを要する心臓機能障害、糖尿病を起因とする血液透析の導入が必要な腎臓機能障害など）は、今後も増えていくことが推測されます。

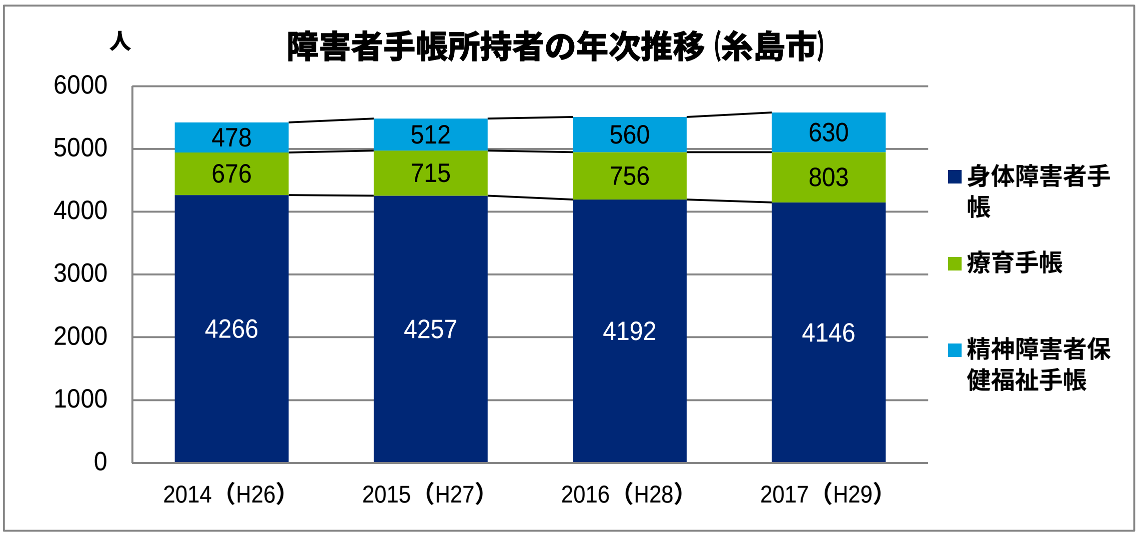

資料：福祉行政報告例

（３）生活困窮者自立相談支援利用者

2015 年度（平成 27 年度）に始まった、生活困窮者自立相談支援の相談件数は、2017 年度（平成 29 年度）に 200 人を超えました。制度が認知され始めたことにより、市役所内や関係機関からの誘導で相談につながる人が増えてきたことが増加の主な要因と考えられます。

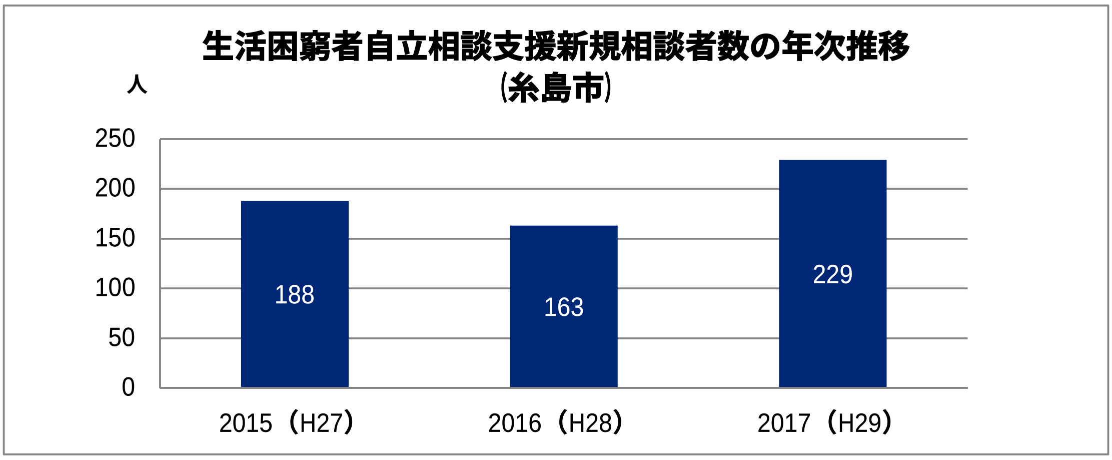

資料：生活困窮者自立支援状況調査

（４）自殺死亡率の年次推移

自殺による死亡率は、減少傾向にあります。自殺に至る要因はさまざまといわれていますが、2016 年（平成 28 年）に民学官協働で自殺総合対策推進センターが設立され、自殺に関する地域の実態を調査・分析し、予防対策を行うしくみが構築されました。本市でもこの制度を活用し、自殺予防対策の推進を図る必要があります。

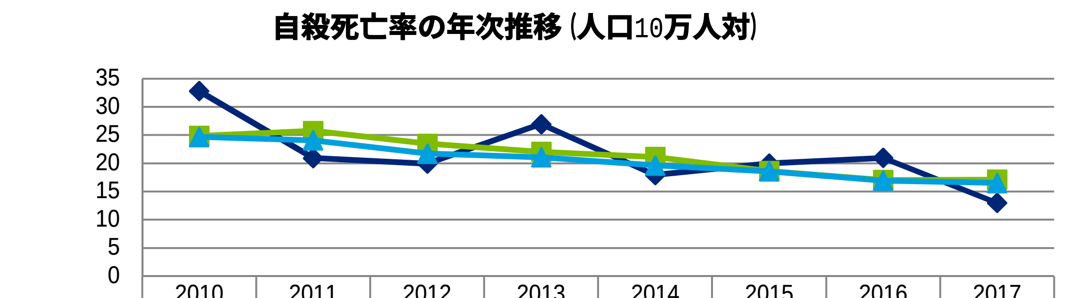

	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
糸島市	32.78	20.93	19.94	26.92	17.93	19.97	20.97	12.97
福岡県	24.85	25.74	23.48	22.02	21.12	18.63	17.04	17.11
全国	24.66	24.06	21.72	21.06	19.63	18.57	16.95	16.52

資料：自殺統計（厚生労働省）

3　地域福祉に関するアンケート調査・ヒアリング等からみる現状

（１）地域福祉に関するアンケート調査（主な結果）

・調査対象　　満 20 歳以上の糸島市民 2,000 人（無作為抽出）
・調査期間　　2017 年（平成 29 年）12 月 8 日から 12 月 31 日まで
・調査方法　　郵送調査法（無記名式）
・回答数　　　785 人（回答率：39.3%）

①地域共生社会について

問　あなたの身近な地域にはどのような課題があるか

「高齢者世帯の生活支援」が 51.3%と最も多く、次いで「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が 44.1%、「障がいのある人に対する地域の理解、交流の促進」が 40.0%となっています。

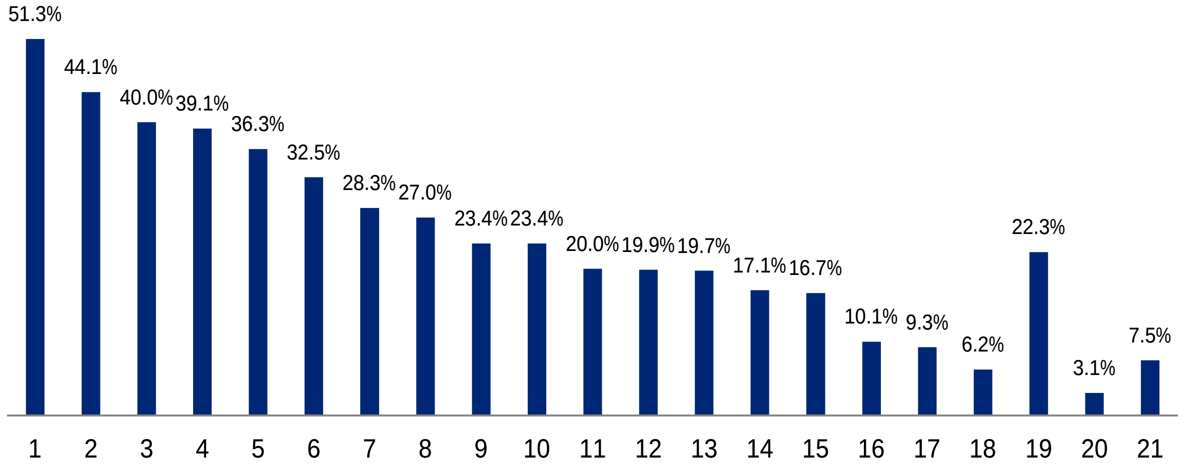

1	高齢者世帯の生活支援（声かけや安否確認、買い物支援など）	8	住民同士の繋がりづくり	15	振り込め詐欺など消費者被害の防止などの防犯活動
2	高齢者の社会参加や生きがいづくり	9	生活習慣病予防など健康づくりへの取り組み	16	子どもへの虐待防止対策
3	障がいのある人に対する地域の理解、交流の促進	10	孤立死（孤独死）の防止	17	障がいのある人への虐待防止対策
4	災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動	11	地域で孤立しているなど社会的孤立者への支援	18	高齢者への虐待防止対策
5	共働き家庭の子育て支援	12	乳幼児の子育て支援	19	わからない（あると思うが把握していない）
6	障がいのある人が地域で自立して生活するための支援	13	低所得者への支援や仕事に就けない人への就労支援	20	その他
7	青少年の健全育成、犯罪や非行の防止	14	ひとり親家庭の子育て支援	21	特にない

【その他の記述（一部抜粋）】
・転入者と長年在住者の交流が必要。
・外国人生活者の実態がわからない。交通マナーが守られていないことがあるので指導が必要。

問　あなたの地域で優先的に解決しなければならない課題は何か

「高齢者世帯の生活支援」が 39.1%と最も多く、次いで「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が 28.9%、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」が 26.8%の順となっています。

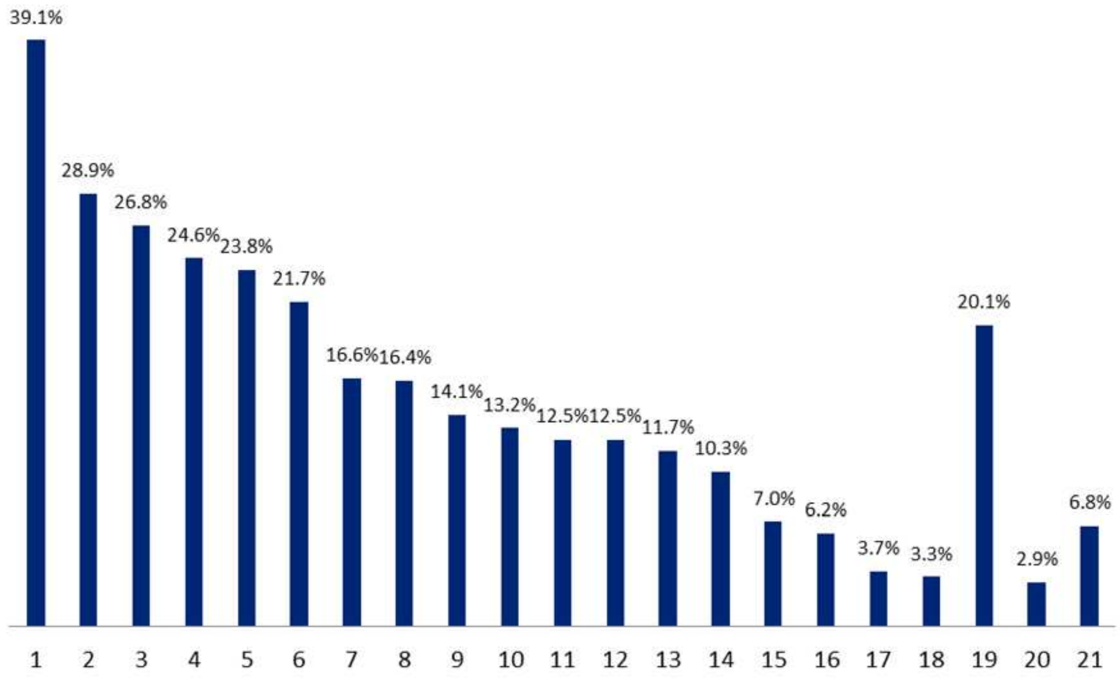

1	高齢者世帯の生活支援（声かけや安否確認、買い物支援など）	8	青少年の健全育成、犯罪や非行の防止	15	振り込め詐欺など消費者被害の防止などの防犯活動
2	高齢者の社会参加や生きがいづくり	9	ひとり親家庭の子育て支援	16	子どもへの虐待防止対策
3	災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動	10	生活習慣病予防など健康づくりへの取り組み	17	障がいのある人への虐待防止対策
4	共働き家庭の子育て支援	11	乳幼児の子育て支援	18	高齢者への虐待防止対策
5	障がいのある人に対する地域の理解、交流の促進	12	低所得者への支援や仕事に就けない人への就労支援	19	わからない（あると思うが把握していない）
6	障がいのある人が地域で自立して生活するための支援	13	孤立死（孤独死）の防止	20	その他
7	住民同士の繋がりづくり	14	地域で孤立しているなど社会的孤立者への支援	21	特にない

【その他の記述（一部抜粋）】

・小中学生の頃から、福祉や健康についての教育や地域活動についての教育が必要である。現役世代は仕事や家事で地域活動までは負担が大きい。共働きが多いので、家庭に人的余裕がない。
・過疎化対策がたいせつである。結婚していない人が多いのも課題。
・高齢者が多い地域なので、世帯数は多くても行事等に出られない人が多い。役員を引き受ける人も固定してしまうので困っている。
・健康ではないが、障がい者として認められない病弱者のための雇用を充実してほしい。

問　地域で困りごとを抱えている人に、何か自分にできることがあれば支援をしたいか

「思う」が全体の 74.4%となっています。

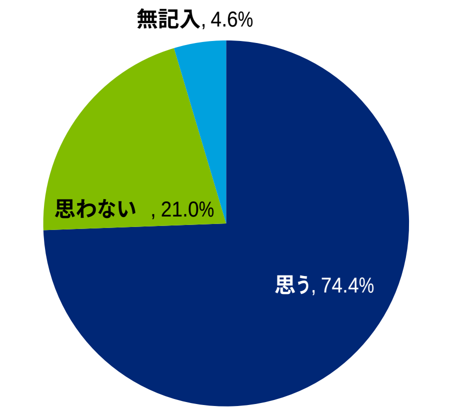

問　どのような人への支援に関心があるか（複数回答可）

「高齢者」が 60.6%と最も多く、次いで「子ども」が 44.5%となっています。

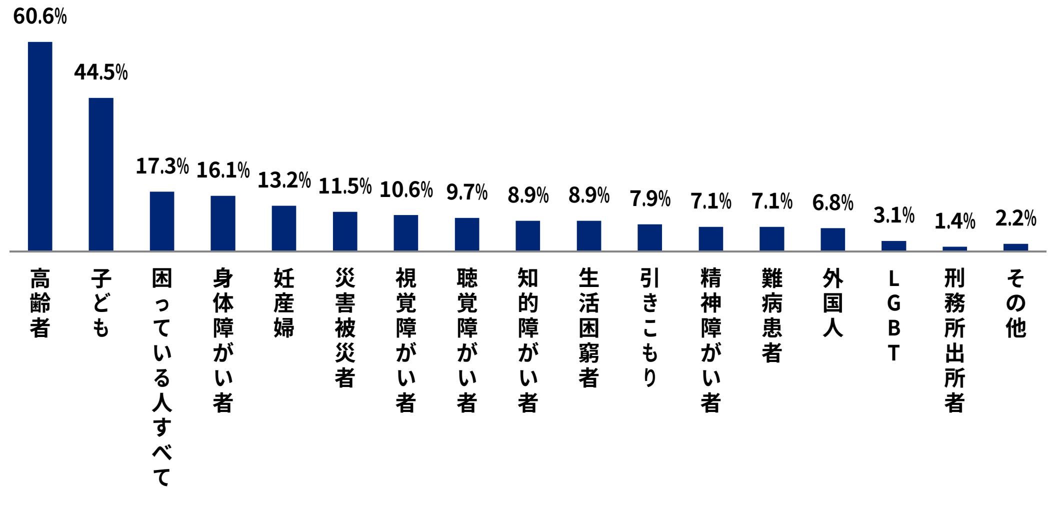

【その他の記述（一部抜粋）】
・自分にできることが何かわからないが、自分にできることがあれば関心がある。
・支援したい気持ちはあるが、自分の事で精一杯である。

問　「我が事＝自分のこと」として主体的に取り組んでもらえるための有効な手段

「見守りや支え合い・助け合い活動の推進」が 43.8%と最も多く、次いで「行政などによる地域支援の充実」が 43.3%となっています。

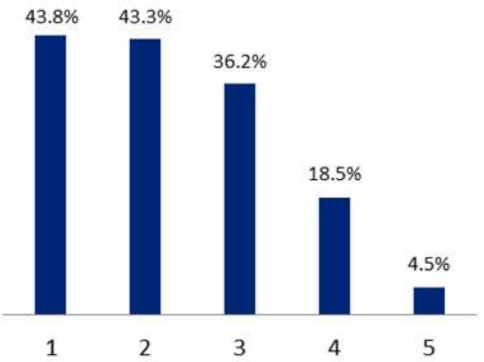

1	見守りや支え合い･助け合い活動の推進
2	行政などによる地域支援の充実
3	若い世代への働きかけ
4	地域での学習会や啓発普及の取組
5	その他

②情報共有のしくみについて

問　糸島市の福祉において知りたい情報は何か

「高齢者福祉サービスに関する情報」が 55.0%と最も多く、次いで「地域福祉に関する情報」が 23.6%となっています。

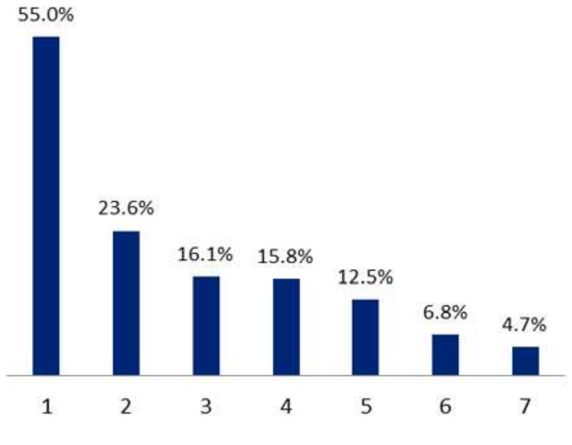

1	高齢者福祉サービスに関する情報
2	地域福祉に関する情報
3	児童福祉サービスに関する情報
4	障害福祉サービスに関する情報
5	ボランティアに関する情報
6	母子父子福祉に関する情報
7	その他

問　情報を届ける手段として有効だと思うものは何か

「広報紙」が 70.3%と最も多く、次いで「回覧板」が 58.5%となっています。

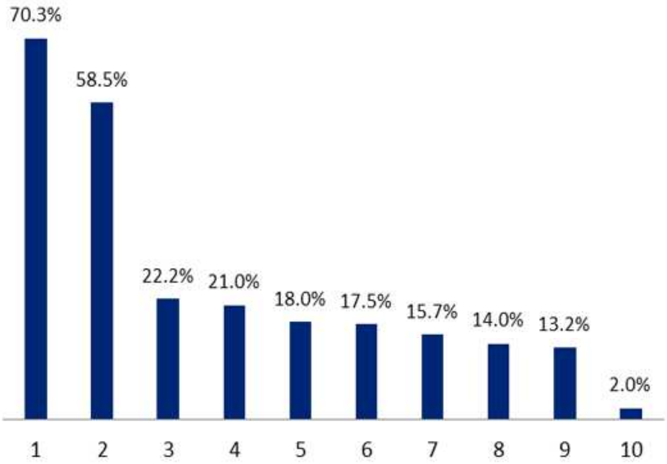

1	広報紙
2	回覧板
3	地域で行われる集会、学習会やイベントでの周知
4	ホームページ
5	ポスターや掲示物
6	防災無線や行政区無線
7	知人･友人からの人伝え
8	防災メール
9	Facebook 等 SNS サービス
10	その他

【その他の記述（一部抜粋）】

・交通手段の情報が不足、バスはあるが利用が難しい。
・福祉に携わる支援員の人（現場で働く人）のサポートなども大事である。大変な仕事だし、その人たちのことも考えることによって福祉施設が充実して運営できると思う。

③相談支援の体制について

問　糸島市の相談支援機関の認知度について

糸島市の相談支援機関で「知っている」という回答では「糸島市社会福祉協議会（あごら）」の 47.9%が最も多く、次いで「子育て支援センター」が 32.0%、「地域包括支援センター*」が 29.2%となっています。

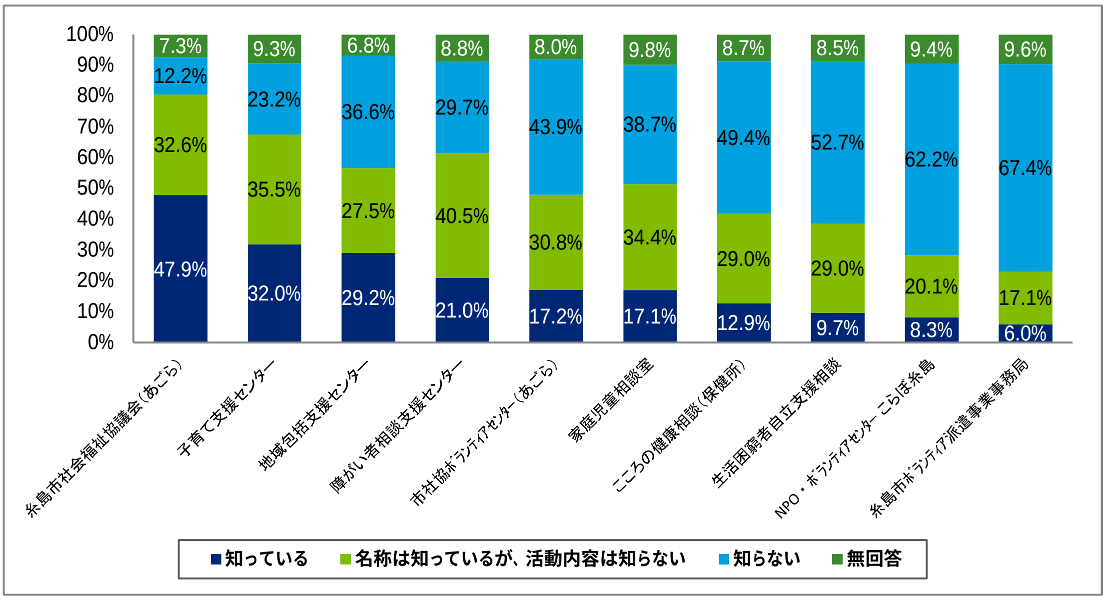

---

*地域包括支援センター：介護保険法に基づく、高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。本市では、日常生活圏域ごとに５つ設置されており、地域包括ケアシステムの中核機関でもある。

問　糸島市にある地域福祉の担い手について

糸島市の地域福祉推進の担い手で「知っている」という回答では「民生委員・児童委員*」の 59.1%が最も多く、次いで「校区社会福祉協議会」が 35.9%となっています。

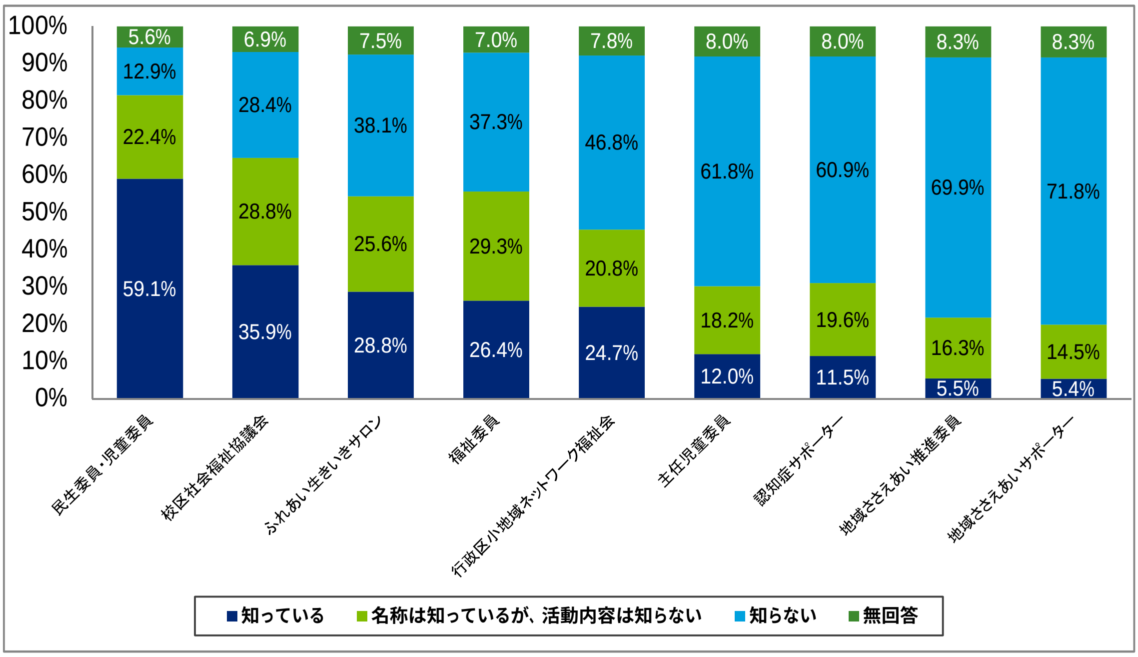

---

*民生委員・児童委員：民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって、地域福祉の推進に向け、常に住民の立場に立って相談・支援を行う特別職の非常勤地方公務員である。児童委員は、児童福祉法により民生委員が兼務し、児童健全育成の活動を行っている。一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

（2）福祉関係団体等ヒアリング調査について

・調査対象　　福祉団体・当事者団体：11 団体
糸島市社会福祉協議会ボランティア連絡会：32 団体
※各団体名は、P67～68 参照

・調査期間　　2017 年（平成 29 年）10 月 1 日から
2018 年（平成 30 年）3 月 31 日まで

・調査方法　　ヒアリングによる調査

①活動を行っていく上での課題（抜粋）

- 次の世代へのバトンタッチが難しい。若い世代との接点がない。
- 会員が高齢化し、会員数も減少している。
- 事務の負担が大きい。
- （民生委員・児童委員、福祉委員*に関して）活動内容を理解しないまま、短い任期で交代してしまう人が多いように感じる。
- 交通手段の課題（会員の免許返納等による移動の問題）がある。
- 活動内容や意識などに、個人差や地域差がある。
- ボランティアする側の高齢化が進んでいる。全会員のうち、実際に活動しているのは一部の人にとどまっているという現状がある。
- ボランティアの依頼を受けても、動ける人が少ない。
- 利用者が思うように増えない。しかし、会員も増えないので目下ぎりぎりの活動になっている。
- 要約筆記のニーズが見えにくい。そのため環境整備も進みにくい。
- 新しい会員が入っても、定着せずに辞めてしまう。
- ベテラン会員の高齢化、人材育成の課題がある。
- 活動の自由度が伝わっておらず、敷居が高いと思われている。

②団体の将来像について（抜粋）

- 現状を維持する。
- 家庭と地域に根付いたシニアクラブになっていくこと。「健康は地域貢献」の一つである。
- 障がいのある子どもたちが、親の亡き後も地域の中で生活できるように、環境を整え、施設を整備する。
- 理解者を増やし、現在の活動を維持したい。
- 声がかかる限り活動を続けていきたい。
- 組織としては小さくても、ニーズに合った介助犬の育成に尽力していきたい。

---

*福祉委員：市社会福祉協議会が委嘱する、地域福祉のアンテナ役・パイプ役。校区社会福祉協議会の事業やサロンへの参加、地域住民の困りごとのつなぎ役などを担っている。原則、１行政区に１人配置されている。

・現状維持で、会員の活動を可能な範囲で続けていきたい。
・自分たち（会員）の健康も維持していく。

③地域共生社会を目指すためにたいせつだと思うこと（抜粋）

・人への関心やボランティア精神、心の余裕が必要である。
・ボランティアだけに頼りすぎることなく、将来的な展望を見据えた地域福祉の形を明確にする必要がある。
・お世話する側とされる側に分かれてしまわないように、それぞれが持つ強みを生かしていく。
・一般の人たちを対象にした啓発活動を実施することで、地域共生社会の重要性などの意識付けにつながる。
・それぞれがニーズを声に出せる環境づくりを行うこと、多様性を認め合える意識を育てる研修機会を設けること、「知る」ことが地域共生社会を進める入口である。世代間で意識の差があり、取組の即効性は期待できないかも知れないが、これらの活動を繰り返していくしかない。

（３）地域福祉を考える市民ワークショップ（校区単位）

・開催概要　A．小学校区を単位とした市民ワークショップ

参加者：校区社会福祉協議会のメンバー中心（延べ 55～137 人/校区）

回　数：各校区 2 回

内　容：①「自分の校区の５年後、10 年後の理想の姿を想像してみよう。」というテーマで、参加者が自由に意見交換する。

② ①で出された意見に沿って、必要なものやことをまとめ、これから一緒に活動していくための機運を高める。

B．小学校区を単位とした校区課題解決会議（「ふくしがよかとこ会議」）

参加者：すでに校区で積極的に活動している人（6～12 人/校区）

回　数：各校区 1 回

内　容：Aの市民ワークショップで出された意見やアイデアに対し、さらに意見交換を行い、校区の生活課題を整理する。

・調査期間　2013 年（平成 25 年）2 月から 2018 年（平成 30 年）3 月まで

・各校区の会議で出された生活課題（意見の多かった順に掲載）

校区名	主な生活課題（キーワード）
波多江	高齢者支援、障がい者支援、子ども支援、人と人とのつながり、生活環境の整備（交通、バリアフリー）、介護、認知症、見守りの担い手の負担、労働、助け合い、情報、文化伝承など
東風	高齢者支援、高齢者の交流の場、障がい者支援、子ども支援、少子化、地域のつながり、交通、認知症、環境、仕事、医療、情報、空き家問題など
前原	高齢者支援、子ども支援、居場所づくり、障がい者支援、つながりの希薄さ、情報、活動資金不足など
前原南	高齢者支援、子ども支援、地域交流、プライバシーの問題、移動手段、買い物、情報など
南風	高齢者支援、障がい者支援、子ども支援、交通、環境、地域交流、介護、医療、福祉、就労、防災、担い手不足など
加布里	高齢者の交流や集いの場の不足、高齢者支援、障がい者支援、介護、交通、少子化など
長糸	人とのつながり、地域の担い手不足、子ども支援、少子化、移動、買い物、医療、環境、後継者、地域資源の活用など
雷山	高齢化、交通、地域コミュニティの維持、子ども支援、少子化、後継者、障がい者支援、子育て、環境、買い物、健康、経済など
怡土	高齢者支援、子ども支援、障がい者支援、介護・認知症、交通、地域のつながり、若い世代の少なさ、役員の担い手不足、買い物、医療、防災など
一貴山	地域の活性化、高齢者支援、障がい者支援、交通、買い物など
深江	高齢者支援、子ども支援、後継者、担い手不足、買い物、人とのつながり、医療、交通、経済、空き家など
福吉	高齢者支援、子ども支援、障がい者支援、移動、買い物、医療、地域の担い手不足、後継者、環境など
可也	高齢者支援、子ども支援、障がい者支援、人と人とのつながり、環境、防災など
桜野	高齢者支援、障がい者支援、子ども支援、交通、環境、医療、空き家、就労、未婚など
引津	高齢者支援、子ども支援、交通、買い物、医療、地域のつながり、担い手不足など

4　第１期計画の評価と課題

（1）第 1 期計画の進捗状況と評価

基本目標１　　気づき　つながろう　笑顔のささえあい

重要な柱（施策）	評価
一人ひとりの福祉力を高めるために	地域や学校でボランティア活動や人権等に関して話し合う機会が増えています。その結果、地域で活躍する民生委員・児童委員の認知度が上昇し、全行政区において福祉委員が設置されるなど、福祉への関心が高まっています。

主な評価指標	基準 2013 （H25）年度	目標 2018 （H30）年度	実績 2017 （H29）年度
福祉に関する出前講座の開催数	9 回	20 回	36 回
学校における福祉教育の取組状況等調査	0 校	26 校	16 校
福祉ボランティア養成講座の開催数	年 4 回程度	年 6 回程度	年７回
地域行事に参加している人の割合	60.0%	70.0%	69.5%
（人権啓発のための）研修などを実施している行政区の割合	65.4%	75.3%	77.9%
民生委員の認知度	40.3%	60.0%	53.7%
福祉委員の設置	154 行政区	163 行政区	163 行政区

※「民生委員の認知度」の実績値は、2017 年（平成 29 年）12 月実施の「地域福祉に関するアンケート調査（市政モニター）」に基づく。

重要な柱（施策）	評価
みんなの福祉力を引き出すために	校区社会福祉協議会をはじめ、各種団体の活躍や地域の事業所の協力により、サロンや見守り活動など、地域での支え合いのしくみが広がりました。 一方、福祉関係団体等へのヒアリング調査では、新規会員の加入が少なくなってきていることや各団体の横のつながりを求める声があり、支え合いを続けていくための新たな課題も見えてきています。

主な評価指標	基準	目標	実績
	2013 （H25）年度	2018 （H30）年度	2017 （H29）年度
地域サポーター養成講座	0	モデル２校区	全市で ３回開催
小地域ネットワーク福祉会の設置	19 行政区	30 行政区	23 行政区
地域の見守り活動を支援する事業所数	44 事業所	55 事業所	64 事業所
ふれあい生きいきサロン設置数	115 か所	128 か所	124 か所
（シニアクラブ）単位クラブ数	112 クラブ	122 クラブ	106 クラブ
（シニアクラブ）会員数	6,487 人	6,800 人	5,836 人

基本目標２　　安心を　とどけよう　充実の福祉サービス

重要な柱（施策）	評価
市民が利用しやすい窓口へ	子どもから高齢者まで、各分野の相談支援が充実してきています。中でも、地域包括支援センターの相談件数は、目標の延べ 13,000 件に対し、2017 年度（平成 29 年度）に延べ 20,094 件となり、大きく上回っています。 しかし、アンケート調査における各相談支援機関の認知度は、市社会福祉協議会が 47.9%、子育て支援センターが 32.0%で、他の機関は３割以下となっています。

主な評価指標	基準	目標	実績
	2013 （H25）年度	2018 （H30）年度	2017 （H29）年度
地域包括支援センターの相談件数	延べ 8,526 件	延べ 13,000 件	延べ 20,094 件
障がい者相談支援事業所の拡充	１か所	３か所	３か所
障がい者雇用受け入れ事業所数	45 社	65 社	98 社
常設子育て支援センター数	1 施設	3 施設	3 施設

重要な柱（施策）	評価
安全安心の福祉サービスへ	地域包括ケアシステムの構築により、高齢者を中心として、地域をあげた見守りや支援の体制が充実してきました。また、見守り台帳を作成し、３年に１回情報更新を行っています。この台帳を活用し、平常時から校区社会福祉協議会を中心に地域の見守り活動を積極的に行っています。 災害ボランティアセンター*や福祉避難所*については、実際の災害に即したときに、より具体的に動けるようマニュアル等の再検討を行っています。

主な評価指標	基準 2013 （H25）年度	目標 2018 （H30）年度	実績 2017 （H29）年度
地域包括ケアシステムの構築	未構築	構築	構築
高齢者虐待の相談・通報件数	25 件	30 件	28 件
障がい者虐待防止ネットワーク会議開催数	1 回	2 回	1 回
要保護児童ネットワーク会議の開催回数	53 回	53 回	51 回
認知症サポーターの人数	1,908 人	5,000 人	6,673 人
災害ボランティアセンター設置・運営訓練	未実施	実施	実施
福祉避難所運営マニュアルの作成	未作成	作成	作成

*ボランティアセンター：災害ボランティアの活動を円滑に進めるために被災地に設置される拠点のこと。

*福祉避難所：高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、在宅難病者など、特別な配慮が必要な「要配慮者」向けに二次的に開設される避難所。

基本目標３　　より広く　つたえよう　みんなのもとへ

重要な柱（施策）	評価
福祉の情報をすべての人に	広報紙やホームページをはじめ、出前講座、ワークショップなど身近な場所での情報提供を行ってきました。しかし、アンケート調査では、「既存のツールでは、必要な情報を得ることのできない人もいる」という声があることから、各機関の窓口や身近な専門職に尋ねるなど、人の力による情報提供のしくみづくりも必要です。

主な評価指標	基準 2013 （H25）年度	目標 2018 （H30）年度	実績 2017 （H29）年度
地域福祉に関する情報啓発ツールの作成	未作成	作成	未作成
広報「いとしま」での障がい福祉サービス情報提供	未実施	実施	実施
（地域福祉に関する）ワークショップ開催校区（累計）	3 校区	15 校区	15 校区

（2）第 2 期計画に向けた課題

第１期の計画は、「福祉をみんなの力で支えるまち“いとしま”」を基本理念とし、市民や地域、関係機関の皆さんと市や市社会福祉協議会との協働により推進してきました。これらの活動の積み重ねにより、計画における事業の指標はおおむね達成できています。

しかし、アンケート調査やヒアリング調査、社会情勢の変化等を踏まえると、本市の地域福祉の推進には、次の５つの課題があることが明らかになりました。

① 地域福祉の意識を育み、推進する人材の育成や支援が必要です。

地域福祉の推進のために、「自助」「互助」「共助」「公助」の強化が重要となってきていますが、このことによって、既に活動されている個人や団体の負担が増すのではないかという危惧もあります。

アンケート調査では、「自分にできることがあれば支援をしたい」と考える人が７割

を超える一方、子育て世代など「多忙で地域活動を行う余裕がない」といった声もあるため、従来型のボランティア活動にとらわれない多様な地域福祉活動の紹介、次代を担う若い世代への意識啓発、さまざまなきっかけづくりなどを行い、新たな担い手の発掘と育成をする必要があります。

また、既存団体へ支援を行うとともに、各団体の横のつながりを強めながら、「互助」「共助」のネットワークを広げていくことも重要です。

② 地域福祉推進の要となる団体へ支援を行い、基盤を強化することが必要です。

市社会福祉協議会には、社会福祉士をはじめとする専門職が多数在籍し、「福祉まるごと相談」や高齢者、障がい者、ひとり親などの支援、ボランティアの育成など、多岐にわたる福祉業務を行っていますが、アンケート調査での認知度は 47.9%にとどまっています。第 1 期計画から進めてきた基本理念をさらに充実させるためには、地域福祉推進の中心的な役割を担う市社会福祉協議会の活動を多方面から支援し、身近なところで気軽に相談できる体制づくりを行うことが重要です。

また、市内 15 校区で開催した地域福祉を考える市民ワークショップでも、地域の特性に応じて活発な意見が出されました。実際の活動につながるアイデアも多く出されたことから、身近なところで市民や専門職などの交流を図り、さまざまな地域課題の解決ができるよう、活動拠点を整備し、校区社会福祉協議会を中心とした地域の福祉活動を活性化することが必要です。

③ 地域で支え合うための「新しい地域包括支援体制」の構築が必要です。

地域で支援を必要とする人が増加する中で、多様化・複雑化する個々のニーズに対し、公的な福祉サービスだけで解決することが難しくなってきています。

本市では、定住促進策により人口は増加傾向にあるものの、将来の総人口は減少すると見込まれています。また、要介護認定者や障害者手帳所持者数は年々増加傾向で、日常生活の中で支援を必要とする人に対し、身近な地域における助け合い等の活動が、ますます必要となってきます。

アンケート調査からは、高齢者や障がいのある人の生活支援や、共働き家庭の子育て支援は、地域の課題であり、優先的に解決しなければならないと考える人が多く、「何とかしなければならない」という意識は醸成されています。

これらのことや国の動向を踏まえ、高齢者を主な対象とした地域包括ケアシステムを全世代・全対象型に発展させ、地域で支え合うための「新しい地域包括支援体制」を構築する必要があります。

④ 気軽に相談、解決できる体制づくりが必要です。

年齢や家族構成により、世帯が抱える困りごとはさまざまです。現在の福祉制度は、常に進化し続けているものの、社会情勢の変化のスピードが速いため、制度の狭間に落ち込み、社会的孤立や自殺につながってしまうことさえあります。

また、相談者の抱える問題は複合化・複雑化しており、問題が明確になるまでに、複数の窓口で「たらい回しになってしまう」と指摘されることがあります。

本市では、さまざまな制度に基づく相談支援機関がありますが、その認知度は、決して高いとは言えません。各相談支援機関の認知度を上げ、身近な場所で気軽に相談でき、お互いのネットワークを活用し、解決につなげる相談体制の構築が必要です。

また、各機関の専門職等が、対象者の特性に応じて、必要な情報を分かりやすく伝えること、地域が発信する情報を素早くキャッチして行政施策につなげることも、地域や個人の困りごとを解決に結びつける重要かつたいせつな方法です。

⑤ 平常時も緊急時も、安全・安心に暮らせる環境づくりが必要です。

大規模な自然災害が多発する中、災害発生時に助け合い支え合うまちをつくるためには、平常時からの見守り、支え合い活動などが重要です。また、日ごろからのつながりを強めつつ、避難訓練や自主防災組織*の活動を通して、地域全体で、防災・防犯などに取り組むこともたいせつです。

これらのことから、本市では、すでにある見守りや支援のしくみを、地域の実態に合わせながら深化させ、誰もが安全・安心に暮らせる環境を整えていく必要があります。

---

*自主防災組織：「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき結成された組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。

第３章　計画の基本理念と重点施策

1　計画の基本理念

本市では、「福祉をみんなの力で支えるまち“いとしま”」を基本理念として、第１期地域福祉計画を推進してきました。第２期計画においても、地域にあるさまざまな生活課題について、市民、地域団体、関係機関、市社会福祉協議会及び市などあらゆる機関が協働して、それぞれの役割や特徴を生かしながら、互いに助け合って解決していくために、引き続きこの基本理念を踏襲し、本市の地域福祉を推進していきます。

福祉をみんなの力で支えるまち“いとしま”

2　計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するために、５つの基本目標を設定しました。

基本目標１	地域福祉を支える担い手づくり
基本目標２	地域福祉の基盤づくり
基本目標３	地域の団体・機関のネットワークづくり
基本目標４	きめ細やかな相談支援体制づくり
基本目標５	安全・安心な環境と災害に強い体制づくり

3　重点施策

本計画では、第 1 期の成果や課題、アンケート調査、本市の現状や社会情勢などを踏まえ、重点的に取り組むべき施策を設定します。次の４つの施策に優先的に取り組むことによって、地域福祉の喫緊の課題である「地域共生社会の実現」に向けた「新しい地域包括支援体制」の構築を目指します。

①　新しい地域包括支援体制の構築

福祉に対する問題や要望が、多様化・複雑化する中、安心して気軽に相談に応じ、

支援を行うためには、市民が抱える課題や問題を早期に発見し、適切に対応する相談体制の充実が必要です。

本市では、各相談支援機関が制度に応じた対応を行っていますが、さらに包括的に対応するため、福祉総合相談窓口を開設し、関係機関との連携により多様な相談に対応できるしくみを構築していきます。

また、近年、民生委員・児童委員、福祉委員など、地域の身近な相談員の活動範囲は広がり、負担が大きくなっています。そのため、福祉のまるごと相談員として、校区ごとにCSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を配置し、地域の困りごとを一緒に解決していくことで、負担軽減の一助とします。

②　地域包括ケアシステムの深化・推進

市民が住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続するためには、介護予防から高齢者の心身の状態に応じた介護サービスや医療サービスの提供まで、切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」をさらに推進する必要があります。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを推進する中核機関と位置づけられていることから、地域包括支援センターの機能強化を図り、関係機関と連携し、複合的な課題にも対応できる体制の構築を目指します。

③　各相談支援機関の運営の充実

社会情勢の変化もあり、多様化・複雑化する市民からの相談を一つの機関だけで解決することが困難な状況です。さらに、家族間の調整や経済的な課題など、解決までに時間を要すことも多くなり、専門職をはじめとした職員の負担も増大しています。

一方、多岐にわたる相談に対応するためには、職員の能力の向上が必要です。

そこで、各相談支援機関の運営体制を充実させるとともに、相談支援機関の連携と協働により、必要な支援が確実に提供できる体制を構築することで、誰もが安心して相談できる環境を整えます。

④　市社会福祉協議会の安定した法人運営・組織基盤の強化

従来から、市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な機関として活動してきましたが、近年は、多様化・複雑化する個人や地域の課題に、地域の力を活用しながら柔軟に対応する役割も求められています。

そのためには、市社会福祉協議会内の組織体制を強化し、各分野においてより効果的・効率的な事業の実施に努め、職員の能力の向上を図る必要があります。また、社

会情勢の影響もあり、会費や寄附金、共同募金などの自主財源は縮小傾向です。市は、市社会福祉協議会財政健全化計画に伴う適正な財政支援等を行って、組織基盤の強化を図り、より一層の地域福祉を促進します。

4 計画の体系

基本理念 ／ **基本目標** ／ **基本施策**

※重点施策には、☆重 を付けています。

基本理念：福祉をみんなの力で支えるまち〝いとしま〟

- **＜基本目標1＞ 地域福祉を支える担い手づくり**
  - 1－1 福祉教育の推進
  - 1－2 地域福祉を推進する人材の養成、支援
- **＜基本目標2＞ 地域福祉の基盤づくり**
  - ☆重 2－1 市社会福祉協議会の安定した法人運営・組織基盤の強化
  - 2－2 校区コミュニティセンターを拠点とした地域福祉活動の推進
- **＜基本目標3＞ 地域の団体・機関のネットワークづくり**
  - ☆重 3－1 地域包括ケアシステムの深化・推進
  - ☆重 3－2 「新しい地域包括支援体制」の構築
  - 3－3 社会福祉法人等との協働促進
- **＜基本目標4＞ きめ細やかな相談支援体制づくり**
  - ☆重 4－1 各相談支援機関の運営の充実
  - 4－2 権利擁護の推進
  - 4－3 情報提供、情報発信、情報共有の充実
- **＜基本目標5＞ 安全・安心な環境と災害に強い体制づくり**
  - 5－1 要配慮者の把握及び日常的な見守り・支援

5　指標による最終評価

基本目標１　地域福祉を支える担い手づくり

基本施策	評価指標	現状値 2017 年度 (H29 年度)	目標値 2023 年度
1-1 福祉教育の推進	地域で困りごとを抱えている人に、何か自分にできることがあれば支援をしたいと思う人の割合	74.4%	85.0%
1-2 地域福祉を推進する人材の養成、支援	ボランティア活動への参加率	52.8%	62.5%
	NPO・ボランティアセンターの団体登録数	232 団体	292 団体

基本目標2　地域福祉の基盤づくり

基本施策	評価指標	現状値 2017 年度 (H29 年度)	目標値 2023 年度
2-1 市社会福祉協議会の安定した法人運営・組織基盤の強化	「市社会福祉協議会発展・強化計画（仮称）」の策定	－	策定
	市社会福祉協議会の認知度	47.9%	64.0%
2-2 校区コミュニティセンターを拠点とした地域福祉活動の推進	日頃から、行政区や校区などで開催される地域の行事に参加している人の割合	61.7%	70.0%

基本目標3　地域の団体・機関のネットワークづくり

基本施策	評価指標	現状値 2017 年度 (H29 年度)	目標値 2023 年度
3-1 地域包括ケアシステムの深化・推進	要支援者から事業対象者又は自立になった件数	110 人	170 人
	地域ささえあい会議開催校区数	－	15 校区
3-2 「新しい地域包括支援体制」の構築	複合的な課題を有する人の相談終結率	－	80.0%

基本施策	評価指標	現状値 2017 年度 （H29 年度）	目標値 2023 年度
3-3 社会福祉法人等との協働促進	市と市内で活動している市民団体で実施した協働事業数	23 事業	48 事業
	ふくおかライフレスキュー事業糸島連絡会との協働により支援した人（累計）	2 人	12 人

基本目標４　きめ細やかな相談支援体制づくり

基本施策	評価指標	現状値 2017 年度 （H29 年度）	目標値 2023 年度
4-1 各相談支援機関の運営の充実	【各相談支援機関の認知度】 ①地域包括支援センター ②障がい者相談支援センター ③子育て支援センター ④子育て世代包括支援センター ⑤生活困窮者自立支援相談 ⑥DV・女性相談 ⑦福祉総合相談（2020 年度設置予定）	 ①29.2% ②21.0% ③32.0% ④ ー ⑤ 9.7% ⑥ ー ⑦ ー	 ①40.0% ②35.0% ③46.0% ④35.0% ⑤20.0% ⑥25.0% ⑦50.0%
4-2 権利擁護の推進	市民後見制度の実施	ー	導入
	人権に関する相談件数	34 件	60 件

基本目標5　安全・安心な環境と災害に強い体制づくり

基本施策	評価指標	現状値 2017 年度 （H29 年度）	目標値 2023 年度
5-1 要配慮者の把握及び日常的な見守り・支援	防災訓練等を実施した自主防災組織の数	95 行政区	163 行政区
	「地域の安全は地域で守る」活動（青パト巡回、通学路の交通立しょうなど）に参加したことがある人の割合	38.0%	50.0%

第４章　施策の展開

基本目標１　地域福祉を支える担い手づくり

1-1　福祉教育*の推進

目指す姿

あらゆる人が地域福祉に関心を持っている。

課　　題

〇個人の価値観やライフスタイルの変化に対応し、関心がある人だけでなく次代を担う若い世代に対しても、地域福祉の意識啓発を行う必要があります。

主な取組

取　組	概　要	主な担当課
地域における福祉教育の推進	すべての市民を対象とした、福祉について学習する機会の拡充を図ります。	福祉支援課 生涯学習課
学校における福祉教育の推進	高齢者、障がい者、外国人、性に関する問題等の個別的な人権課題に関する学習を通して、福祉教育を推進します。	学校教育課
家庭や地域の教育力の向上	子どもの発達段階に応じた学習機会や情報の提供を行い、家庭や地域の教育力の向上を図ります。	子ども課

*福祉教育：社会福祉問題をテーマに学習したり、福祉の活動体験などを行ったりすることで、お互いが共感できる心を育み、また、人と人との関わりについて、考えるきっかけとなることを目指した教育。

取　組	概　要	主な担当課
人権啓発の推進	さまざまな人権問題解決のために、講演会や人権映画祭等を開催し、啓発を行います。	人権・男女 共同参画推進課
障がい者差別解消の推進	平成 28 年４月１日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）」について、市民や企業への理解と啓発を行います。	福祉支援課 人権・男女 共同参画推進課

評価指標

基本施策	評価指標	現状値 2017 年度 (H29 年度)	目標値 2023 年度
1-1　福祉教育の推進	地域で困りごとを抱えている人に、何か自分にできることがあれば支援をしたいと思う人の割合	74.4%	85.0%

1-2　地域福祉を推進する人材の養成、支援

目指す姿

自分にできることを行うボランティアが、地域のあちこちで活躍している。

課　題

〇アンケート調査において「地域で困りごとを抱えている人に、何か自分にできることがあれば支援をしたい」と思う人が 7 割を超えることから、さまざまなきっかけづくりを行うことで、新たな担い手の養成につながると考えられます。

〇既に活動している市民や団体では、後継者不足が大きな課題となっているため、新たな担い手づくりや団体間のネットワーク構築により、活動の存続を図ることを検討する必要があります。

主な取組

取　組	概　要	主な担当課
ＮＰＯ*・ボランティアセンター機能の充実	市民活動に関する情報及び活動並びに交流の場の提供等を行い、新たな担い手の相談・支援を行います。	地域振興課
ボランティア関係機関の連携	ＮＰＯ・ボランティアセンター、ボランティア派遣事務局、市社会福祉協議会が連携し、ボランティア情報の一元化を図ります。	地域振興課 生涯学習課
ボランティアコーディネーター*の支援	市社会福祉協議会に配置されたボランティアコーディネーターの活動を支援し、地域でボランティア活動に興味のある人が活躍しやすい環境を整えます。	福祉支援課

*NPO（エヌ・ピー・オー）：民間非営利組織（Non-Profit　Organization の略）。営利を目的とせずに、地域などにおいてさまざまな社会的・公益的な活動を行っている団体。特定非営利活動促進法により設立された法人を特定非営利活動法人（NPO 法人）という。

*ボランティアコーディネーター：市社会福祉協議会に配置された「ボランティアをしたい人」と「ボランティアを必要としている人」をつなぐ調整役を担う職員。ボランティアに関する相談、コーディネートだけでなくグループの設立支援や情報提供などさまざまな支援を行っている。

取 組	概 要	主な担当課
地域ささえあいサポーター*の養成及び活動支援	高齢者に対する生活支援体制を整備することを目的に、生活支援の担い手となる「地域ささえあいサポーター」を養成し、活動を支援します。 また、地域ささえあいサポーターと地域包括支援センターなどの関係機関の連携を図るため、生活支援コーディネーター及び地域ささえあい推進員を配置します。	介護・高齢者支援課
子育て支援団体の育成・支援	子育てネットワーク交流会等を通じて、団体間の情報交換や連携強化を図り、活動の継続や推進に向けた支援を行います。	子ども課
分野を超えたボランティア体制の構築	高齢者、障がい者、子育てなどの各福祉分野で活躍するボランティアに対し、活動領域がさらに広がるような体制の構築を図ります。	福祉支援課 介護・高齢者支援課 子ども課

評価指標

基本施策	評価指標	現状値 2017 年度 (H29 年度)	目標値 2023 年度
1-2 地域福祉を推進する人材の養成、支援	ボランティア活動への参加率	52.8%	62.5%
	NPO・ボランティアセンターの団体登録数	232 団体	292 団体

*地域ささえあいサポーター：介護保険法に基づき行われる事業。高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、ゴミ出しや買い物支援を行うボランティア。養成講座の受講が必要である。

基本目標２　地域福祉の基盤づくり

2-1　市社会福祉協議会の安定した法人運営・組織基盤の強化

目指す姿

市社会福祉協議会が、安定した経営で、市民の期待に応えることのできる組織力を持っている。

課　題

〇地域福祉活動の充実を図るため、地域における福祉活動を推進する中核的な役割を担う市社会福祉協議会への支援が必要です。
〇官民協働による地域福祉推進の要として、関係団体や関係機関のバックアップができるよう、市社会福祉協議会の体制の強化が重要です。
〇活動内容の積極的な周知により、市社会福祉協議会活動に賛同する市民や団体、企業などを増やすことで、さらなる地域福祉の推進につながると考えられます。

主な取組

取　組	概　要	主な担当課
市と市社会福祉協議会の連携強化及び市社会福祉協議会の安定した法人運営の支援	市は、地域福祉活動を推進する中核機関として、重要な役割を担う市社会福祉協議会との連携をさらに強化するとともに、市社会福祉協議会財政健全化計画等により、財政支援の適正化を図ります。 また、市社会福祉協議会の「市社会福祉協議会発展・強化計画*（仮称)」策定に協力し、安定した法人運営・組織基盤の強化に向けた支援を行います。	福祉支援課

*社会福祉協議会発展・強化計画：３～５年程度を期間とする中期計画であり、地域福祉を推進する中核的な団体として、事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現に向けた組織、事業、財務などに関する具体的な取組を明示したもの。

評価指標

基本施策	評価指標	現状値 2017年度 （H29年度）	目標値 2023年度
2-1　市社会福祉協議会の安定した法人運営・組織基盤の強化	「市社会福祉協議会発展・強化計画（仮称）」の策定	―	策定
	市社会福祉協議会の認知度	47.9%	64.0%

2-2　校区コミュニティセンター*を拠点とした地域福祉活動の推進

目指す姿

校区コミュニティセンターに行けば、誰かに会えて安心できる。

課　　題

〇市民にとって一番身近な圏域である「校区」において、地域特性に応じたさまざまな福祉活動を行う校区社会福祉協議会への支援はとても重要です。
〇市民交流を広げ、さまざまな地域課題の解決を図る活動拠点として、公民館のコミュニティセンター化を図り、校区社会福祉協議会活動支援を行う必要があります。

主な取組

取　組	概　要	主な担当課
公民館のコミュニティセンター化	地域における公民館の役割が多様化しているため、市民の要望に応えることのできるコミュニティセンター化を進めます。	地域振興課
コミュニティセンターを活用した市民交流の場の推進	校区担当 CSW の協力のもと、校区の特性に合わせたサロン*活動等を行い、世代や分野を超えて気軽に交流できるような取組を促進していきます。	福祉支援課 地域振興課
校区社会福祉協議会への支援	校区社会福祉協議会が、コミュニティセンターを拠点として、校区の特性を生かした活動を自ら発展させていくことができるよう、市社会福祉協議会と協力し、支援を行います。	福祉支援課

*コミュニティセンター：防犯・防災や環境衛生など、地域の課題や問題をその地域に住む人々が自らの知恵と力で解決していこうというまちづくり活動を、実践するための拠点施設。
*サロン：地域とのつながりを目的に、地域住民が集うふれあいの場。

評価指標

基本施策	評価指標	現状値 2017年度 (H29年度)	目標値 2023年度
2-2 校区コミュニティセンターを拠点とした地域福祉活動の推進	日頃から、行政区や校区などで開催される地域の行事に参加している人の割合	61.7%	70.0%

基本目標３　地域の団体・機関のネットワークづくり

3-1　地域包括ケアシステムの深化・推進

目指す姿

全ての人が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる。

課　題

〇全ての市民が住み慣れた地域で安心して生活し続けるためには、予防から医療・介護サービスまで、対象者の状況の変化に応じ支援できるしくみが必要です。

〇地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、介護予防及び自立支援、重度化防止の取組を推進することが重要です。

主な取組

取　組	概　要	主な担当課
地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターを中心とした地域包括支援ネットワークを構築するとともに、自立支援型ケアマネジメントを推進します。	介護・高齢者支援課
介護予防・日常生活支援総合事業の充実	自立支援や重度化防止を目的とした介護予防・日常生活支援総合事業を確立します。	介護・高齢者支援課 健康づくり課
在宅医療・介護連携の推進	糸島医師会、糸島歯科医師会、糸島薬剤師会、糸島保健福祉事務所などの関係機関と連携し、在宅医療・介護連携の取組を進めます。	介護・高齢者支援課

取　組	概　要	主な担当課
生活支援体制整備事業*の推進	市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、地域の支え合いのしくみを構築します。	介護・高齢者支援課
地域ささえあい会議*の開催支援	市社会福祉協議会との協働により、地域ささえあい会議（校区別課題解決会議）の開催を支援します。	介護・高齢者支援課 福祉支援課
認知症施策の推進	認知症への理解を深めるための普及啓発や、認知症の人とその家族を支える地域づくりを進めます。	介護・高齢者支援課

評価指標

基本施策	評価指標	現状値 2017 年度 (H29 年度)	目標値 2023 年度
3-1　地域包括ケアシステムの深化･推進	要支援者から事業対象者*又は自立になった件数	110 人	170 人
	地域ささえあい会議開催校区数	―	15 校区

*生活支援体制整備事業：介護保険法に基づき行われる事業。高齢者等が地域で自立して自分らしい生活を送り続けられるよう、住民や各種団体によるサービスの提供体制を目指す。

*地域ささえあい会議：校区内の生活課題の解決のために、地域の住民やボランティア、各種団体などが話し合いを行い、解決に向けて活動することを目的とする会議。

*事業対象者：基本チェックリスト（日常生活や心身の状態を確認する 25 項目の質問票）に該当し、生活機能の低下が認められた者。

3-2　「新しい地域包括支援体制」の構築

目指す姿

いつも誰かが寄り添ってくれる地域になっている（誰も見捨てることのない社会）。

課　　題

〇地域で複合的な課題を抱える人や、制度の狭間に落ち込み、社会的孤立に陥っている人が増えており、それらの困っている人を発見し、支援につなげていく体制が必要です。
〇複合化・複雑化した困りごとを抱える相談者が、たらい回しにならないような相談支援体制を確立する必要があります。
〇健康、経済生活、家庭などの問題が深刻化する前の早期発見や、複合的課題に対応するきめ細やかな支援のネットワークづくりは、社会問題化する自殺対策の重要課題です。

主な取組

取　組	概　要	主な担当課
福祉総合相談窓口の設置	福祉に関する相談を総合的に受け付ける、福祉総合相談窓口の設置を目指します。窓口には専門職員を配置し、関係機関や CSW などとの協働で、早期解決につなげます。	福祉支援課
CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の配置	地域の福祉まるごと相談員として、市社会福祉協議会に CSW を配置し、課題の早期解決につながる体制を目指します。	福祉支援課
市社会福祉協議会の総合力を生かした包括的な相談体制の構築	高齢者や障がい者への支援や民生委員・児童委員等との強力なネットワークを持つ市社会福祉協議会の総合力を生かして、分野を超えた包括的な福祉の相談体制を構築します。	福祉支援課

取　組	概　要	主な担当課
地域住民と行政等の協働による「新しい地域包括支援体制」の構築に向けた検討	福祉における各分野のネットワークの連携強化を図り、市民協働による「新しい地域包括支援体制」の構築を目指します。	福祉支援課 介護・高齢者支援課 子ども課
校区単位の健康づくり事業の推進	校区担当保健師を中心に、各校区の健康課題に応じた健康づくり事業を地域住民協働により推進します。	健康づくり課
自殺予防対策の推進	各相談支援機関のきめ細やかな連携を構築し、自殺予防にも着目した体制づくりと周知・啓発を行います。	福祉支援課

評価指標

基本施策	評価指標	現状値 2017 年度 (H29 年度)	目標値 2023 年度
3-2 「新しい地域包括支援体制」の構築	複合的な課題を有する人の相談終結率	—	80.0%

3-3　社会福祉法人等との協働促進

目指す姿

あらゆる分野の団体と市が一緒になって、地域福祉に取り組んでいる。

課　題

〇複雑多様化した地域生活課題を解決するためには、社会福祉を目的とする多様な民間サービスと公的サービスの連携が重要です。

〇本市において、既に始まっている社会福祉法人のネットワークによる公益的な取組（ふくおかライフレスキュー事業*）等に協働で取り組む必要があります。

主な取組

取　組	概　要	主な担当課
社会福祉法人等との連携強化	社会福祉法人等との連携を強化し、官民連携による地域生活課題の解決に取り組みます。	福祉支援課

*ふくおかライフレスキュー事業：福岡県内の社会福祉法人の地域公益活動の取組の一つ。制度の狭間で生活困窮に陥っている人々等に対して、各法人に配置されたサポーターが相談支援を行い、必要に応じて緊急・一時的な経済的援助を行う事業。2018 年（平成 30 年）10 月現在、糸島市連絡会には 13 法人が加入している。

評価指標

基本施策	評価指標	現状値 2017 年度 （H29 年度）	目標値 2023 年度
3-3　社会福祉法人等との協働促進	市と市内で活動している市民団体で実施した協働事業数	23 事業	48 事業
	ふくおかライフレスキュー事業糸島連絡会との協働により支援した人（累計）	2 人	12 人

基本目標４　きめ細やかな相談支援体制づくり

4-1　各相談支援機関の運営の充実

目指す姿

高い専門性に基づき解決に導いてくれる相談場所がある。

課　　題

○相談者が抱える問題は、多岐にわたり、一つの機関だけでは解決できず、対応に時間を要することも多いため、相談支援機関の職員が抱える負担は増大しています。

今後は、各相談支援機関の業務量に見合う職員配置や役割分担を行うとともに、職員の技術向上により、必要な支援が確実に提供できるように努める必要があります。

主な取組

取　組	概　要	主な担当課
※地域包括支援センターに関しては、「3-1　地域包括ケアシステムの深化・推進」参照。		
障がい者相談支援センターの充実	障害に関する相談に対応し、必要な支援を行う体制の充実を図ります。	福祉支援課
自立支援協議会*の運営強化	地域の関係機関と協働して、障害に関する課題を解決するための方策を協議します。	福祉支援課
子育て世代包括支援センター*の設置	妊娠期から、切れ目のない子育て支援が行えるよう、子育て世代包括支援センターを設置し、専門機関や地域が一体となって子育てを応援するしくみをつくります。	健康づくり課 子ども課

*自立支援協議会：地域の支援機関の実務担当者により構成され、お互いに連携を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場。

*子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援する機関。その家庭の個別課題を把握し、適切な支援につなげるため、保健師や助産師などの専門職を配置する。

取　組	概　要	主な担当課
子育て支援センター事業の充実	子育てに関する情報提供、相談体制の拡充により、育児不安の解消を図ります。	子ども課
障がい児施策の充実	包括的な療育を実施することにより、保護者に対する支援体制の充実を図ります。	子ども課
ＤＶ・女性相談との連携	生き辛さを抱えた女性の悩みに対応できる、きめ細やかな支援体制を推進します。	人権・男女 共同参画推進課
生活困窮者自立支援*体制の構築	社会的孤立や就労・経済的な背景から生活困窮に陥る人を、地域の人やＣＳＷ、関係機関と行政の協働で、早期に発見し、自立につながる支援体制を構築します。	福祉支援課

評価指標

基本施策	評価指標	現状値 2017 年度 （H29 年度）	目標値 2023 年度
4-1　各相談支援機関の運営の充実	【各相談支援機関の認知度】 ①地域包括支援センター ②障がい者相談支援センター ③子育て支援センター ④子育て世代包括支援センター ⑤生活困窮者自立支援相談 ⑥ＤＶ･女性相談 ⑦福祉総合相談（2020 年度設置予定）	 ①29.2% ②21.0% ③32.0% ④　ー ⑤9.7% ⑥　ー ⑦　ー	 ①40.0% ②35.0% ③46.0% ④35.0% ⑤20.0% ⑥25.0% ⑦50.0%

※現状値は、2017 年（平成 29 年）12 月実施の「地域福祉に関するアンケート調査」に基づく。

---

*生活困窮者自立支援：「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」など、さまざまな困難の中で生活に困窮している人に包括的な支援を行う制度。

4-2　権利擁護の推進

目指す姿

いざというときに、安心して誰かに委ねることができる。

課　　題

〇権利擁護に関する市民の相談窓口については、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、弁護士会などの各窓口で対応していますが、より身近なところで分かりやすいサポートが受けられる体制の構築が必要です。
〇判断能力がじゅうぶんでない高齢者や障がい者の権利を擁護するために、制度基盤の整備と合わせて市民後見人*の育成・活用が求められています。
〇社会情勢の変化等に伴い、虐待が社会問題となっています。虐待の発生防止や早期発見には、虐待に対する市民の正しい理解が必要です。

主な取組

取 組	概 要	主な担当課
高齢者、障がい者、児童に対する虐待防止対策の推進	医療、介護、保健、福祉などの関係機関と連携し、虐待の防止と早期発見、早期対応を行います。	介護・高齢者支援課 福祉支援課 子ども課
人権に関する相談及び啓発	人権センター及び人権擁護委員による相談や「人権の花運動」による人権啓発を通し、人権擁護を図ります。	人権・男女 共同参画推進課
権利擁護*体制の構築	権利擁護が必要となったとき、身近なところで支援が受けられるよう、権利擁護を総合的に推進する体制を構築します。	福祉支援課 介護・高齢者支援課

*市民後見人：市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして、成年後見人として必要な知識を得た市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人。
*権利擁護：認知症、物忘れ、障害などによって、自分の生活に必要な福祉サービスをはじめとするさまざまな契約について判断したり、日常的な金銭管理や重要な財産管理を行うことが困難になったりしている人の人権や財産を守るための支援。

取 組	概 要	主な担当課
成年後見制度＊の周知と啓発	関係機関等と連携しながら、障がい者等の人権や権利を擁護する成年後見制度の周知・普及を図ります。	福祉支援課 介護・高齢者支援課
市民後見人の育成・確保	市民後見人の育成や組織体制の整備を行います。	福祉支援課

評価指標

基本施策	評価指標	現状値 2017 年度 (H29 年度)	目標値 2023 年度
4-2 権利擁護の推進	市民後見制度の実施	―	導入
	人権に関する相談件数	34 件	60 件

＊成年後見制度：判断能力がじゅうぶんでない人を、法律面や生活面で保護したり支援したりする制度。なお、法定後見制度利用の要件である判断能力の有無や程度については、家庭裁判所が判断する。

4-3　情報提供、情報発信、情報共有の充実

目指す姿

誰もがいつでも知りたい情報を受け取ることができる。

課　　題

○複雑多様化する福祉サービスを必要な人に分かりやすく届けるために、効果的な情報提供を行う必要があります。また、ライフスタイルや世代によって情報収集の手段が異なっているため、さまざまな情報発信の手段を活用する必要があります。

○市は、市民や団体、地域、市社会福祉協議会などが持つ情報を積極的に収集し、地域課題の解決や施策の反映に活用することが重要です。

主な取組

取　組	概　要	主な担当課
市広報及び市公式ホームページの活用	広報いとしまの特集記事や、ホームページの連載企画などを活用し、積極的に情報発信を行います。	秘書広報課
ＳＮＳ*の活用	多様化した情報収集手段に対応するため、フェイスブックやインスタグラムなどを活用します。	秘書広報課
伊都国記者会*への積極的な情報提供	新聞・テレビの周知効果や、影響力を活用した情報発信を行います。	秘書広報課
関係機関との協働による情報提供	自ら情報収集を行うことが困難な人等に対し、必要な情報が直接届くように、各相談支援機関や CSW などとの協働による情報提供を行います。	福祉支援課 介護・高齢者支援課 子ども課

*ＳＮＳ：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のサービスの総称。フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどがある。

*伊都国記者会：糸島市の記者クラブ。

取　組	概　要	主な担当課
市民や団体などからの情報収集及び情報共有	市民や団体などが発信する公益的な情報や、自主的な地域活動の声を積極的に収集し、地域課題の解決や施策への反映などにつなげます。	地域振興課 福祉支援課

評価指標

基本施策	評価指標	現状値 2017 年度 (H29 年度)	目標値 2023 年度
4-3　情報提供、情報発信、情報共有の充実	自分に必要な「福祉サービス」の情報を入手できていると思う人の割合	44.0%	60.0%
	市が市民意見や地域の実情を積極的に把握し、市政に反映していると思う人の割合	17.5%	25.0%

基本目標５　安全・安心な環境と災害に強い体制づくり

5-1　要配慮者の把握及び日常的な見守り・支援

目指す姿

日ごろから助け合い、支え合う地域になっている（備えあれば憂いなし）。

課　題

○地震や台風など大規模な自然災害が多発する中で、災害の発生時や復旧時には、市民参加の活動が重要です。そのため、地域を基盤とした平常時からの見守りや支え合い活動を強化し、災害時にも助け合い、支え合えるまちづくりが必要となっています。

○市内全域で自主防災組織が設立されましたが、定期的に防災訓練等を実施し、地域防災力を高めることが必要です。

主な取組

取　組	概　要	主な担当課
校区避難所運営訓練の実施	大規模災害を想定した避難所運営訓練を校区単位で実施します。地域が主体となった訓練を実施することにより、地域防災力の向上を図ります。	危機管理課
自主防災組織の活動支援	自主防災組織が開催する防災講座に職員の派遣を行う等、自主防災組織の活動の支援を行います。	危機管理課
災害リスクコミュニケーション*による地域防災マップの作成	市のハザードマップをもとに、地域で作成する「地域防災マップ」の作成支援を、九州大学と共同して行います。	危機管理課

*災害リスクコミュニケーション：災害時のリスクについて、関係者間で情報や意見を交換し、理解を深め、お互いによりよい方法が選択できるように、合意を目指すコミュニケーション手段。

取　組	概　要	主な担当課
防災支援システムの構築	災害対策本部運営職員・避難所運営職員などを対象とした訓練・研修会を実施し、災害時にスムーズに活用できる防災支援システムを構築します。	危機管理課
見守り台帳の整備	平常時の見守り等を目的として、市と市社会福祉協議会の協働で「見守り台帳」を整備します。	介護・高齢者支援課 福祉支援課
高齢者等 SOS ネットワーク*の普及及び協力者等の拡大	行方不明者を早期に発見し、その生命及び身体の安全確保を行うため、すでに設置している高齢者等 SOS ネットワークの普及啓発を図り、協力者等の拡大につなげます。	介護・高齢者支援課 福祉支援課

評価指標

基本施策	評価指標	現状値 2017 年度 (H29 年度)	目標値 2023 年度
5-1　要配慮者の把握及び日常的な見守り・支援	防災訓練等を実施した自主防災組織の数	95 行政区	163 行政区
	「地域の安全は地域で守る」活動（青パト巡回、通学路の交通立しょうなど）に参加したことがある人の割合	38.0%	50.0%

*高齢者等 SOS ネットワーク：糸島警察署、市、地域包括支援センター、糸島市消防本部、郵便局、交通機関、コンビニエンスストアなどの協力者が連携し、行方不明者の早期発見・確保をめざす事業。

第５章　計画の推進

1　計画の周知・啓発

地域に暮らす誰もが安心して、自分らしくいきいきと生活できる地域社会を実現するためには、市民、地域団体、関係機関、市社会福祉協議会、市が連携し、計画を推進していくことが重要です。

そのため、本計画を市や市社会福祉協議会の広報紙、ホームページで公表し、市民への周知を図ります。

また、ワークショップや出前講座などあらゆる機会を通じて、市民への啓発を図り、地域福祉を推進していきます。

2　計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、毎年度の進捗を確認するとともに、計画の円滑な実施を推進するため、「糸島市地域福祉計画推進委員会」において、幅広い視点で進行管理及び評価を行います。

また、国の動向や社会状況の変化などをじゅうぶんに見極め、必要に応じて関連計画との調整を図りながら見直しを行います。

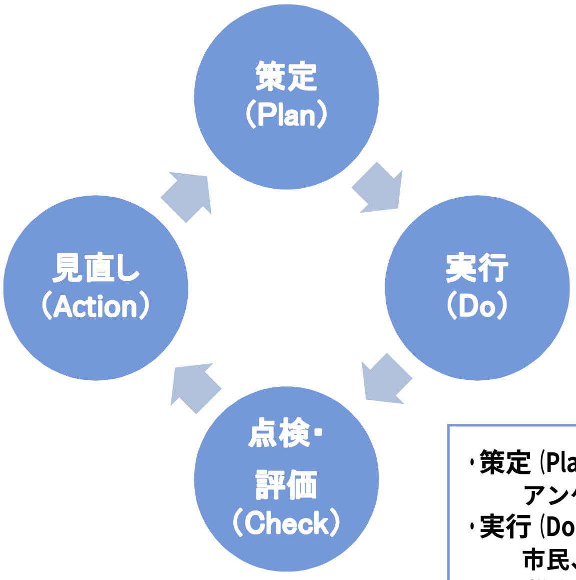

・策定（Plan）
　アンケート結果等を踏まえた計画の策定。
・実行（Do）
　市民、地域、市社会福祉協議会、市の協働による計画の推進。
・点検・評価（Check）
　糸島市地域福祉計画推進委員会による進捗及び達成状況の確認、評価。
・見直し（Action）
　評価結果を踏まえた事業の見直し、各種施策への反映。

資料編

糸島市地域福祉計画推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　糸島市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に基づく事業の推進を図るため、糸島市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）　地域福祉計画の策定に関すること。

（2）　地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。

（3）　地域福祉計画の推進に関すること。

（4）　その他市長が必要と認めること。

（組織）

第３条　委員会は、委員 13 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）　市民代表

（2）　社会福祉関係者

（3）　各種団体の代表者

（4）　学識経験を有する者

（5）　市長が特に必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長それぞれ１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、人権福祉部福祉支援課において処理する。

（補則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成 27 年４月６日から施行する。
この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

糸島市地域福祉計画推進委員会　委員名簿

所　属　等	氏　名
筑紫女学園大学	◎　山﨑　安則
糸島市行政区長会	○　柚木　利道
糸島市シニアクラブ連合会	兵庫　金作
糸島市社会福祉協議会ボランティア連絡協議会	原田　ツル子
糸島市身体障害者福祉協会	福島　春夫
糸島市スマイルネットワーク（障がい者施設）	中原　和人
糸島市精神障害者家族会　いとしま会	大平　芳子
糸島市手をつなぐ親の会	樗木　美鈴
糸島市民生委員・児童委員協議会	山下　喜暉
福岡地区老人施設協議会西ブロック（高齢者施設）	太田　千恵
公募	進藤　竜一
公募	中野　実佐緒
公募	福本　吉宏

（◎委員長　○副委員長　敬称略、順不同）

策定経過

◆2012 年度（平成 24 年度）

日 付		主 な 内 容
2月26日	3月6日	一貴山校区ワークショップ①・②

◆2013 年度（平成 25 年度）

日 付		主 な 内 容
6月15日	6月29日	加布里校区ワークショップ①・②
10月19日	10月26日	桜野校区ワークショップ①・②

◆2014 年度（平成 26 年度）

日 付		主 な 内 容
5月30日	6月7日	前原校区ワークショップ①・②
6月26日	7月5日	可也校区ワークショップ①・②
8月30日	9月13日	南風校区ワークショップ①・②

◆2015 年度（平成 27 年度）

日 付		主 な 内 容
8月25日	9月1日	東風校区ワークショップ①・②
10月9日	11月6日	波多江校区ワークショップ①・②
10月16日	10月23日	怡土校区ワークショップ①・②

◆2016 年度（平成 28 年度）

日 付		主 な 内 容
1月19日	1月27日	長糸校区ワークショップ①・②

◆2017 年度（平成 29 年度）

日 付		主 な 内 容
6月9日	6月23日	引津校区ワークショップ①・②
7月8日	7月15日	前原南校区ワークショップ①・②

日　付		主 な 内 容
7月14日	7月28日	福吉校区ワークショップ①・②
2月13日	2月20日	雷山校区ワークショップ①・②
2月15日	3月 1日	深江校区ワークショップ①・②
10月 1日 ～ 3月31日		福祉関係団体等ヒアリング調査 （福祉団体・当事者団体：11、ボランティア団体：32）
10月26日 ～ 3月13日		校区別課題解決型会議（各校区１回ずつ開催）
12月 8日 ～12月31日		地域福祉に関するアンケート調査
2月 3日		地域福祉を考える市民ワークショップ（市全域） （「我が事・丸ごと」研究大会）

◆2018 年度（平成 30 年度）

日　付	主 な 内 容
10月24日	地域福祉計画推進委員会（第１回策定会議） ・第２期計画策定に関する検討の経緯について ・今後の進め方（案）について ・第１期計画の評価について ・第２期地域福祉計画（素案）の策定について（第１章～第３章）
11月14日	地域福祉計画推進委員会（第２回策定会議） ・前回会議の修正等の報告について ・第２期地域福祉計画（素案）の策定について（第４章）
12月19日	地域福祉計画推進委員会（第３回策定会議） ・前回会議の修正等の報告について ・第２期地域福祉活動計画（素案）の策定について①
1月10日	地域福祉計画推進委員会（第４回策定会議） ・前回会議の修正等の報告について ・第２期地域福祉計画（素案）の策定について（全体） ・第２期地域福祉活動計画（素案）の策定について②
1月15日 ～ 2月14日	パブリックコメントの実施掲載：市ホームページ 設置：糸島市福祉支援課、 健康福祉センターあごら・ふれあい、 高齢者福祉施設二丈苑、校区公民館（計19箇所）
2月27日	地域福祉計画推進委員会（第５回策定会議） ・第２期地域福祉計画（案）の策定について パブリックコメント等について 全体のまとめ ・第２期地域福祉活動計画（案）の策定について 全体のまとめ
3月下旬	第２期地域福祉計画・地域福祉活動計画の決定

福祉関係団体等ヒアリング調査実施団体一覧　※代表者名は調査時点のものです。

（１）福祉団体・当事者団体

No.	団体名	代表者名
1	糸島市身体障害者福祉協会	福島　春夫
2	糸島市食生活改善推進会	吉川　隆子
3	糸島市シニアクラブ連合会	兵庫　金作
4	糸島市手をつなぐ親の会	樗木　美鈴
5	糸島市民生委員・児童委員協議会	山下　喜暉
6	在宅介護者の会　癒しの会	末﨑　カヨ子
7	在宅介護者の会　楽笑	瀬戸　好子
8	在宅介護者の会　あすなろ会	安永　正人
9	糸島保護区保護司会	瀬戸　利三
10	糸島市母子等寡婦福祉会	桜木　智恵美
11	糸島市福祉委員会	福嶋　正代

（敬称略、順不同）

（２）糸島市社会福祉協議会ボランティア連絡協議会

No.	団体名	主な活動内容	代表者名
1	ピュアの会	施設訪問：セラピューティック・ケア	凌　朋香
2	ボランティアグループ志摩の輪	福祉施設支援、高齢者見守り	猿渡　勇
3	セラピューティックハーモニー	福祉施設・地域サロン：セラピューティック・ケア	猿渡　スミエ
4	ジネスボランティア	福祉施設・地域サロン：化粧	岡　三恵子
5	キューティースマイル	地域サロンレクリエーション指導	有田　豊子
6	はつらつマイスターズ	地域サロン支援：介護・閉じこもり予防	原田　ツル子
7	糸島在宅ホスピスボランティアの会ヴィオラ	糸島在宅ホスピスボランティア	古賀　照枝
8	二丈ボランティアはるか	地域サロン支援：介護予防体操	谷口　範子
9	ボランティアひまわり	施設訪問：ゲームの提供	前田　早苗
10	白菊学級	施設訪問：掃除や話し相手	浦山　美和子

No.	団体名	主な活動内容	代表者名
11	いとの会	地域サロン支援	中原　信恵
12	福寿の会	施設訪問：衣類補正	上田　登美子
13	ボランティアふる里	施設訪問：歌の時間の支援	星乃　幸子
14	リボンの会	施設訪問：掃除	中村　玲子
15	回想法ボランティア「つんのーて」	地域サロン訪問（昔の話をする機会）	高鍋　健児
16	要約筆記の会いとしま	聴覚障がい者へ文字で情報伝達	室岡　登望子
17	糸島防災士会てまがえ隊	防災訓練・防災講座の開催	有松　智文
18	朗読ボランティアあめんぼ	社会福祉協議会ニュースを録音し視覚障がい者へ提供	鶴田　政子
19	火よう会	エプロン他縫い物、デイサービス外出支援	濱地　ミツエ
20	二丈菜の花会	聴覚障がい者との情報交換・交流	中原　奈津子
21	糸島手話の会	聴覚障がい者との交流、手話通訳・講習	友池　はすみ
22	朗読ボランティアせせらぎ	広報を録音し視覚障がい者へ提供	桑原　みどり
23	認定NPO法人九州補助犬協会	介助犬の育成啓発、セラピー犬活動	桜井　恭子
24	おもちゃ病院　伊都国	おもちゃの修理体験	波多江　保彦
25	いとしまの遊び場ったい！	あごら野外での遊び場の開催	加茂　晶子
26	おもちゃ図書館　いとっ子	あごら館内おもちゃ貸し出し・制作	水ノ江　智津子
27	つみき文庫	お話し会、本の整理	波多江　久美子
28	にこにこ文庫	読書推進活動、本の整理、勉強会	仲西　まゆみ
29	食育の会　ホーレン草	高齢者おやつ作り支援、子ども料理教室	松尾　愛子
30	たけのこ文庫	図書貸し出し、お話し会	吉田　育子
31	布絵本の会　こびとのくつや	布絵本の製作・貸し出し、育児サークル支援	中田　智佐恵
32	せんだん文庫	図書貸し出し、お話し会	笠　靖子

（敬称略、順不同）

第2期（2019年度～2023年度）
糸島市地域福祉計画

発行　　　　糸島市　人権福祉部　福祉支援課
〒819-1192
糸島市前原西一丁目1番1号
TEL：092-332-2073　　FAX：092-321-1139
E-mail：fukushishien@city.itoshima.lg.jp
HP：http://www.city.itoshima.lg.jp